

平成28年玉村町議会第2回定例会会議録第1号

平成28年6月3日（金曜日）

議事日程 第1号

平成28年6月3日（金曜日）午前9時開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 閉会中における所管事務調査報告
- 日程第 5 請願の付託
- 日程第 6 報告第 1号 平成27年度玉村町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 7 報告第 2号 平成27年度玉村町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 8 報告第 3号 平成27年度玉村町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 9 報告第 4号 平成27年度玉村町水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第10 承認第 2号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成27年度玉村町一般会計補正予算（第12号））
- 日程第11 承認第 3号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成27年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第3号））
- 日程第12 承認第 4号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成27年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第5号））
- 日程第13 承認第 5号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町税条例等の一部改正について）
- 日程第14 承認第 6号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町国民健康保険税条例の一部改正について）
- 日程第15 承認第 7号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町都市計画税条例の一部改正について）
- 日程第16 承認第 8号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（固定資産評価審査委員会条例及び行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について）
- 日程第17 議案第40号 平成28年度玉村町一般会計補正予算（第1号）

- 日程第 18 議案第 41 号 平成 28 年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 19 議案第 42 号 平成 28 年度玉村町宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 20 同意第 1 号 玉村町公平委員会委員の選任について
日程第 21 同意第 2 号 固定資産評価員の選任について
日程第 22 意見第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 23 一般質問
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番	月田均君	2番	渡邊俊彦君
3番	石内國雄君	4番	笠原則孝君
5番	齊藤嘉和君	6番	備前島久仁子君
7番	川端宏和君	8番	島田榮一君
9番	町田宗宏君	10番	三友美恵子君
11番	柳沢浩一君	12番	浅見武志君
13番	石川眞男君	14番	宇津木治宣君
15番	筑井あけみ君	16番	高橋茂樹君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	角田紘二君	教育長	新井道憲君
総務課長	萩原保宏君	経営企画課長	山口隆之君
税務課長	萩原正人君	健康福祉課長	月田昌秀君
子ども育成課長	齋藤修一君	住民課長	金田邦夫君
生活環境安全課長	小林賢一君	経済産業課長	大谷義久君
都市建設課長	齊藤治正君	上下水道課長	高橋雅之君
会計管理者兼会計課長	金井満隆君	学校教育課長	小板橋保君
生涯学習課長	小柴可信君		

事務局職員出席者

議会事務局長	石関清貴	議会事務局長補	齋藤善彦
庶務係兼議事調査係長	松田純一		

○議長挨拶

◇議長（高橋茂樹君） おはようございます。傍聴、早朝よりご苦労さまです。着席願います。

開会に先立ち、4月14日以降、熊本県を中心に発生しております一連の地震の被害によりお亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災されました皆様には心からお見舞いを申し上げます。また、被災者の救済と被災地の復興支援のためにご尽力されている方々に対しても、深く敬意をあらわすものであります。玉村町議会といたしましても、日本赤十字社群馬県支部を通して災害義援金を寄附しておりますが、被災地の一日も早い復興を心からお祈り申し上げます。

それでは、平成28年玉村町議会第2回定例会が開会されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、平成28年玉村町議会第2回定例会が招集されましたところ、何かとご多用の中ご参集いただきましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会に提出される諸議案につきましては、後ほど町長から提案理由の説明がなされますが、議員各位におかれましては住民の負託に応えるため、各議案に対しあらゆる角度から慎重な審議を尽くされ、適正にして妥当な議決に達せられますよう、切望するところであります。

また、今定例会には10名の議員から一般質問の通告がなされておりますが、活発な議論が行われるものと期待しているところであります。

うとうしい梅雨の季節を迎えますが、議員並びに町長を初め執行各位におかれましては、体調には十分留意され、今定例会に臨まれますようお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶といたします。



○開会・開議

午前9時2分開会・開議

◇議長（高橋茂樹君） ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年玉村町議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第1 諸般の報告

◇議長（高橋茂樹君） 日程第1、諸般の報告を申し上げます。

初めに、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定による定期監査報告が、また同法第235条の2第3項の規定による例月出納検査報告が議長に提出されております。3月から5月に実施されました監査、検査の結果については、お手元に配付したとおりであります。



○日程第2 会議録署名議員の指名

◇議長（高橋茂樹君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、玉村町議会会議規則第127条の規定により、12番浅見武志議員、13番石川眞男議員の兩名を指名いたします。



○日程第3 会期の決定

◇議長（高橋茂樹君） 日程第3、会期の決定について。

本定例会の会期につきましては、去る5月27日に議会運営委員会を開催し、審査をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

備前島久仁子議会運営委員長。

〔議会運営委員長 備前島久仁子君登壇〕

◇議会運営委員長（備前島久仁子君） おはようございます。それでは、報告いたします。平成28年玉村町議会第2回定例会が開催されるに当たり、去る5月27日午前9時より、役場4階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、ご報告申し上げます。

会期は、本日から6月13日までの11日間といたします。

今定例会に町長から提案される議案は、報告4件、承認7件、議案3件、同意2件、意見1件の17議案を予定しています。日程1日目の本日は、各常任委員長より閉会中における所管事務調査の報告があります。次に、請願3件の付託を行います。その後、町長より報告第1号から報告第4号までの4件について報告があります。次に、承認第2号から承認第4号までの3議案について一括提案説明があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。続いて、承認第5号から承認第8号までの4議案について一括提案説明があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。その後、議案第40号から議案第42号までの補正予算関係3議案について一括提案説明があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。次に、同意第1号及び同意第2号についてそれぞれ提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。続いて、意見第1号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。その後、一般質問を行います。質問者は4人です。

日程2日目及び3日目は、土曜日、日曜日のため休会となります。

日程4日目は、午前9時開議、一般質問を行います。質問者は6人です。

日程5日目は、総務常任委員会が開催されます。

日程6日目は、経済建設常任委員会が開催されます。

日程7日目は、文教福祉常任委員会が開催されます。

日程8日目は、事務整理日のため休会とし、日程9日目及び10日目は土曜日、日曜日のため休会となります。

日程11日目は最終日とし、午前11時から議会運営委員会が開催され、午後1時30分から議会

全員協議会を開催いたします。その後、本会議を午後２時３０分に開議し、委員会に付託された請願について委員長報告の後、質疑、討論、表決を行います。次に、各常任委員長より、開会中の所管事務調査報告と閉会中の所管事務調査報告の申し出を行い、閉会を予定しております。

以上申し上げましたとおり、効率的かつ円滑な議会運営ができますよう各位のご協力をお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

平成２８年玉村町議会第２回定例会の会期は、ただいま議会運営委員長より報告のありましたとおり、本日から６月１３日までの１１日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から６月１３日までの１１日間とすることに決定いたしました。



○日程第４ 閉会中における所管事務調査報告

◇議長（高橋茂樹君） 日程第４、閉会中における所管事務調査報告について議題といたします。

初めに、総務常任委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

笠原則孝総務常任委員長。

〔総務常任委員長 笠原則孝君登壇〕

◇総務常任委員長（笠原則孝君） それでは、閉会中の所管事務調査としまして埼玉県宮代町に行っていました。これは、まず何をやるかといいますと、ふるさと納税の相当短期間中に改善しまして、ふるさと納税を多くとったということで、ちょっと行ってまいりました。

では、申し上げます。日時、平成２８年５月１３日金曜日、１０時半から午後０時まで。視察地としまして、埼玉県南埼玉郡宮代町。これは、東武動物公園があるところでございます。そして、調査事項としまして、ふるさと納税についてということでありました。出席議員は、私笠原と備前島、それに齊藤嘉和さん、それに川端宏和さん、石川眞男さんと議長の高橋茂樹さんということであります。それで、随行者のほうは議会事務局、石関局長と係長の松田さんということです。対応者として、宮代町議会議長、合川泰治氏と宮代町議会事務局長の小島修氏と、それから産業観光課の齊藤氏と青柳氏と佐藤氏と、以上の人に対応してもらいました。

そして、調査項目としましては、宮代町についての概要を申し上げますと、宮代町は埼玉県東部にあり、都心から４０キロ圏内に位置する面積１５．９５平方キロメートルと、人口が約３万３，６００人の町であります。東武伊勢崎線が町を縦断し、３つの駅があるという好条件のもと、東京のベッドタウンとして発展してきました。また、日本工業大学の開校や東武動物公園の開園などにより、文化都市としての面も持ち合わせてきました。都心などに通勤するサラリーマン世帯がほとんどであるが、

まだまだ屋敷林や田んぼなどの自然が多く残されていて、都市的な町並みと緑豊かな自然環境がバランスよく調和しているという町でございます。

そして、次にふるさと納税の取り組みについて、宮代町では今までの町から市民活動団体への補助金を見直し、市民活動団体の活動内容に対して共感した市民から寄附金を募り、それを事業に充てていると。寄附をした市民は、その活動に関心を持つとともに、活動内容の報告を受け、さらに共感して寄附をするというサイクルが生まれております。

そして、事業の一覧としましては、宮代にぎわいまちづくりプロジェクト、例、修道館でHappyマルシェ、コスプレイヤーがいつでも楽しい町等。農のあるまちづくりに関する事業、例、「新しい村」の運営。市民農園やほっつけ田の維持管理など。それと、子供たちの未来に関する事業、例として子育て支援に関する事業、学校教育のための事業。そして、次に市民活動支援に関する事業、公募制補助金による活動支援等。宮代の桜を大きく育てていく事業、これが例が笠原落、見沼用水沿いの桜の管理、それに桜に関するイベントやPR等。この辺は、玉村町も今後やはり倣っていかねばならないようなことではないかと思えます。そして、例としては、宮代の歴史文化を後世に伝える事業、文化財案内板や歴史資料の伝承事業等。宮代の観光や町のPRに関する事業、例としまして交流入り口をふやすことを目的としたさまざまな観光交流事業等と。最後に、まちづくり全般に関する事業、宮代のまちづくり全部を応援するメニューと、使途は町で決定ということで。

そして、使途をわかりやすく公表するというところでございます。例としましては、事業ごとにその内容と財源内訳、寄附金の充当額を公表するということです。そして、この辺は見てもらえばわかると思うのですが、いろいろと公表しまして、それで寄附を募っていると。そして、最後のほうの寄附金の件数です。平成25年はこのような状態でありましたけれども、2,500万円ですか。それが、だだだっといきまして、こここのところ平成25年からの伸びが26年、27年ということで1億1,100万円と、大分この短期間に上がっていると。このほうも恐らく町のほうが寄附を公表したことではないかと思えます。

そして、最後にふるさと納税タイアップ事業、宮代町と地元業者が力を合わせ、ふるさと納税制度を活用し、町への寄附の推進及び地元事業者による自主的かつ効果的な地物特産品の広告宣伝を行える環境を整える事業、これはタイアップ事業といっているらしい。タイアップ事業は、寄附者に記念品を贈呈する際に、自由に広告等を入れてよいため、特産物のPRやリピーターの確保につながるということでございます。

そして、クラウドファンディング、専門サイト、ふるさとチョイスと連携して、ふるさと納税を活用したクラウドファンディングを実施したということでございます。

それから、最近の試みとしまして、内部連携の強化、これまで制度設計から謝礼品の発送まで全て財政担当が行っていましたが、制度設計から寄附の受け入れまでを財政担当が謝礼品の発送及び特産品のPRを商工担当が行うこととしたと。これは、結局商工担当が行うということです。そして、

ふるさと納税管理システムの導入、これまではエクセルによる管理であったけれども、個人の作業で事務が繁雑であった。これからは専用のシステムを導入したと。そして、財政担当及び商工担当がいつでも確認が可能となり、事務の負担軽減につながったということでもあります。

そして、今後の課題としましては、一過性だけではなく継続性と。そして、何よりも一番これ言っていたのが、地元生産者の意欲の向上ということです。そして、それから一番これが今総務省でも問題になっていることなのですが、自治体間競争を勝ち抜く創造力といいますけれども、余り競争はしてもらいたくないということでございます。

そして、考察としましては、宮代町では、寄附金をいかにふやすかという工夫を常に考えており、ふるさと納税タイアップ事業による特産品、謝礼品の魅力アップ、特産品のPR、リピーターの確保など、寄附金の増加につながったと考えられています。また、専門サイトとの連携、クラウドファンディング等の寄附で直接個々の事業を応援できることや、寄附金の使途や事業報告をわかりやすく公表しているということが受けているようであります。このクラウドファンディングというのは、森の中で木をつったりなんだりで自然と遊ぼうということで大分やっているの、埼玉県の記事にもこの間はトップに載っております。それを見てくれればわかりますけれども。

そして、最後に玉村町においても、寄附金の使途についてはわかりやすい形で公表することが必要であると思われまます。また、謝礼品についても肉一色ではなく、町内事業者を活用した謝礼品の提供や個別の施策事業を応援する寄附など、町にある遺産、名産、名物等を活用し、創意工夫をすることによって、寄附金額の増加や町内産業の活性化につながることを期待したいと思います。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で総務常任委員長の報告を終了いたします。

次に、経済建設常任委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

石内國雄経済建設常任委員長。

〔経済建設常任委員長 石内國雄君登壇〕

◇経済建設常任委員長（石内國雄君） おはようございます。経済建設常任委員長の石内國雄でございます。経済建設常任委員会の所管事務の調査報告をいたします。

本委員会の所管事務調査の結果を下記のとおり、会議規則第77条の規定により報告いたします。調査項目としましては、住宅地の開発地域の例について行いました。日時は、平成28年4月20日水曜日、午前9時半から午後2時半まででございます。場所は、みずほの緑の郷・トヨタウッドユーホーム株式会社の本社並びに宇都宮西工場でございます。出席した委員は、経済常任委員の5人全員と議長にも参加していただきました。随行者としましては、事務局長の石関氏、事務局の係長の松田氏、それから都市建設課長の斉藤氏、まちづくり推進室まちづくり係長の秋山氏に参加していただきました。対応者といたしましては、トヨタウッドユーホーム株式会社の代表取締役副社長であります石川均氏、それから専務取締役の磯村氏、それから開発事業本部の土木部の課長であります渡辺氏

でございます。

調査経過でございますが、まず初めにみずほの緑の郷、588区画ある大規模な分譲地でございます。宇都宮市の下桑島町であります。その現地を視察させていただきました。この分譲地は、トヨタウッドユーホーム株式会社が山林を開発したもので、「人と自然、人と人が気持ちよく“きょうせい”する「森生活」をライフスタイル」というコンセプトで開発されております。このみずほの緑の郷では、分譲地内に広い道路、それから広い歩道が確保されておりました。また、スーパーマーケット、それから公共バスの乗り入れの誘致も図られておりますし、もともとありました保育園、学校も近くに確保されている場所でありました。

トヨタウッドユーホーム株式会社の本社に行きまして、その会社の内容を視察、それから先ほどの緑の郷の説明を受け、開発方針や地域コミュニティーの支援等の取り組み、それから家づくり企業から市街地再開発、それからまちづくりを含めた生活総合産業に取り組む企業との説明を受けました。配置図とかそういうものについては、そこに書いてあるとおりでございます。

次に、トヨタウッドユーホーム株式会社の宇都宮西工場、栃木市の西方町であります。工場の見学をいたしました。この工場の中では、ツーバイフォー工法、パネル工場でございます。東京ドームと同程度の敷地内で建築部材の生産拠点としておりました。トヨタ生産方式による品質管理が行われておまして、工場見学も取り入れた開かれた工場でございます。見せる工場で、顧客に合わせたオンリーワン住宅の生産を行っておりました。

今回の視察をしまして考察でございますが、今回玉村町文化センター周辺土地区画整備事業、200戸住宅の開発の優先交渉者のトヨタウッドユーホーム株式会社が開発しましたみずほの緑の郷、それからトヨタウッドユーホーム株式会社の宇都宮西工場の工場を視察させていただいたわけですが、民間企業での開発は開発コンセプトが明確でありまして、そこに住む人のニーズの捉えて住宅を建てるだけでなく、まちづくりの総合的な環境づくりのきめ細かさが感じられました。町の今後の開発や新たな事業を行う際、民間企業のノウハウ、総合的な企画運営力を大いに取り入れ、開発や新たな事業での当初計画からの民間企業の活用、参加を取り入れていくことの必要があると思われまます。民間企業の利用は、事業費の削減、事業の迅速化も図れるため、今後の開発運営に民間企業の活用を望むものでございます。

また、本年の4月27日、玉村町とトヨタウッドユーホーム株式会社は、玉村町文化センター周辺土地区画整備事業の住宅建設と販売を請け負う契約の用地売買契約調印式を当町役場で行われました。玉村町文化センター周辺の区画整理事業の早期完売と新たなまちの出現、発展を期待したいと思っております。

以上、所管事務調査報告といたします。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で、経済建設常任委員長の報告を終了いたします。

次に、文教福祉常任委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

島田榮一文教福祉常任委員長。

[文教福祉常任委員長 島田榮一君登壇]

◇文教福祉常任委員長（島田榮一君） おはようございます。文教福祉常任委員長の島田でございます。閉会中の文教福祉常任委員会の所管事務調査を報告いたします。

日時が、平成28年5月17日午前10時から午後3時まで、場所は所沢市役所と東京都の羽村市役所、2カ所を視察いたしました。調査項目は、所沢市の小中学校の3学期制への変更について、それから羽村市の小中一貫教育と2学期制について、この2カ所を視察いたしました。出席委員につきましては、文教福祉常任委員全員と高橋議長、それから随行者として議会事務局長、それから係長、それから学校教育課長が随行されました。対応者は、所沢市が議会議長の桑島氏、それから議会事務局、藤氏、学校教育部長、堺氏、学校教育課教育指導担当主幹の結城氏。羽村市におきましては、議会議長の石居氏、それから議会事務局次長の池田氏、生涯学習参事の山崎氏、それから学校教育課長の阿部氏であります。なお、資料がたくさんあります。これを全部読んでいますと大変時間的にかかりますので、後でゆっくりごらんになっていただきたいと思います。

最後のページの考察をもって報告にかえさせていただきます。考察。今回の所管事務調査は、新町長の選挙公約である2学期制を3学期制に戻すとの考え方を踏まえて、2学期制を3学期制に転換した所沢市と、2学期制のもとで小中一貫教育を実施している羽村市を視察し、それぞれ特色ある教育活動を調査した。所沢市は、首長の選挙公約を踏まえ、10年間実施してきた2学期制のよさを生かした新たな3学期制について、平成24、25年度に検討、平成26年度に1年間の準備期間を経て、平成27年度に移行したものである。新たな3学期制として、技術科目の評価は長期スパンで実施し、移行に伴い不足した授業時間約15こまは、長期休み等を授業日として確保していた。2学期制のよさを十分尊重しつつ、各学校長にリーダーシップと主体性を持って取り組んでほしいとのことであった。

羽村市では、2年間の試行期間を経て、平成16年度から全小中学校で2学期制を導入してきた。また、それに合わせ小中連携教育の検討を始め、平成23年度から小中一貫教育を導入している。羽村市の成果が2学期制によるものか、小中一貫教育によるものかの仕分けは難しいが、2学期制を導入したことによって授業数にゆとりができ、小中一貫教育や小学校1年生からの英語教育など、独自の取り組みが行えたことは事実である。2学期制検証委員会から新たな3学期制への提言を受けたが、2学期制の上で小中一貫教育等の特色ある教育が行われ、小中学校の連携や学力向上等の成果が出てきたところであるため、これを3学期制にした場合、長期休み等を利用して授業数は確保できたとしても、再度新たに全てのカリキュラム等を組み直さなければならず、今まで2学期制で培ってきたものを失ってしまうことを危惧している様子もうかがえた。また、所沢市、羽村市の双方において、私立高校受験を考える際に、中3の夏休みに通知表を持って私立高校を訪問したいという都会ならではの課題もあった。

今回の所管事務調査で感じたものは、それぞれの自治体が教育に関しては並々ならぬ情熱と創意工夫を凝らして取り組んでいる姿であった。今年度末に学習指導要領の改訂が予定されており、その内容によっては教育課程の変更が生じることになる。国や県、他市町村の影響を受ける実態もあろうかと思うが、政治に翻弄されることなく、独自性を持った教育が求められているように感じた。当町においても、いろいろな意見があろうと思うが、子供や生徒のためにどうなのだという原点に立って、これを最大限考慮して、これからの問題に対処してほしいと期待するものである。

以上、所管事務調査報告といたします。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で、文教福祉常任委員長の報告を終了いたします。

これを持ちまして、閉会中における所管事務調査報告を終了いたします。



○日程第5 請願の付託

◇議長（高橋茂樹君） 日程第5、請願の付託について議題といたします。

ただいま議題となっております請願については、お手元に配付してあります請願文書表のとおり関係常任委員会に付託し、今定例会開会中の審査としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

平成28年6月3日

玉村町議会第2回定例会

請 願 文 書 表

受理番号	受理年月日	件名	請願者又は代表者 住所・氏名		付託 委員会等
1	28. 5. 18	消費税10%増税中止を求める請願書	紹介議員	宇津木 治 宣 伊勢崎市粕川町1618-2 伊勢崎佐波消費税廃止各界 連絡会 会長 奈良 民男	総 務 常任委員会
2	28. 5. 18	保育士等の処遇改善と職員配置基準の引き上げの緊急対応と財源確保を求める請願書	紹介議員	石 川 眞 男 高崎市倉賀野町194 おひさま倉賀野保育園内 群馬県保育問題連絡会 会長 平石 美奈	文 教 福 祉 常任委員会

3	28. 5. 18	旧 J A じょうよう支店敷地取得に関する請願	紹介議員	宇津木 治 宣	総 務 常任委員会
			上福島区長 原森区長 中樋越区長 飯塚区長 藤川区長 上樋越区長	阿佐美雅男 天童 照美 関口 祝嘉 宇津木克彦 金 俊雄 設楽 哲一	



- 日程第 6 報告第 1 号 平成 2 7 年度玉村町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 7 報告第 2 号 平成 2 7 年度玉村町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 8 報告第 3 号 平成 2 7 年度玉村町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 9 報告第 4 号 平成 2 7 年度玉村町水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告について

◇議長（高橋茂樹君） 日程第 6、報告第 1 号 平成 2 7 年度玉村町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから日程第 9、報告第 4 号 平成 2 7 年度玉村町水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告について、これより 4 件一括しての報告を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） おはようございます。平成 2 8 年玉村町議会第 2 回定例会の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

去る 4 月には、熊本県を中心に甚大な被害をもたらした地震が発生しました。東日本大震災の痛ましい記憶も薄れぬ私たち日本人にとっては、とても他人事とは思えず、心より被災者の皆様にお見舞いを申し上げます。

さて、本定例は本日より開会し、6 月 1 3 日までの 1 1 日間、1 7 議案につきまして提案させていただき、ご審議のほどをお願いいたします。

また、一般質問では 1 0 人の議員さんから町政全般について質問をいただいておりますが、誠心誠意議論を尽くしてまいりたいと存じますので、あわせてよろしくお願い申し上げ、説明に入らせていただきます。

報告第 1 号 平成 2 7 年度玉村町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。本報告は、地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定に基づき、平成 2 7 年度補正予算で繰越明許費として議決された事業について、平成 2 8 年度へ繰り越すべき事業費並びにその財源が決定しましたの

で、同法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、小中学校空調設備新設事業や国により創設された年金生活者等支援臨時福祉給付金(低所得の高齢者に対する給付金)事業など合計11事業、繰越総額は6億815万3,277円でございます。

次に、報告第2号 平成27年度玉村町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましてご説明申し上げます。本報告は、地方自治法第213条第1項の規定により行うもので、平成27年度から平成28年度へ繰り越すべき事業の繰越額及び財源内訳が決定したため報告するものでございます。

繰り越した事業でございますが、介護保険の制度改正に伴う特定入所介護サービス費における非課税年金勘案対応へのシステム改修費であります。繰越額及び財源内訳は繰越計算書のとおりでございますが、繰越総額は83万1,600円で、財源内訳は国県支出金が41万5,800円、一般財源が41万5,800円となっております。

報告第3号 平成27年度玉村町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましてご説明申し上げます。本報告は、地方自治法第213条第1項の規定により行うもので、平成27年度から平成28年度へ繰り越すべき事業の繰越額及び財源内訳が決定したため、報告するものでございます。

繰り越した事業でございますが、公共下水道変更認可設計事業、川井地区幹線整備事業、南玉地区幹線整備事業、角淵地区幹線整備事業、その他建設工事及び雨水対策事業の計6事業でございます。事業ごとの繰越額及び財源内訳は繰越計算書のとおりでございますが、繰越総額は1億54万6,000円で、財源内訳は国、県支出金が3,698万7,800円、地方債が5,650万円、一般財源が705万8,200円となっております。

報告第4号 平成27年度玉村町水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましてご説明申し上げます。本報告は、地方公営企業法第26条第3項の規定により行うもので、平成27年度から平成28年度へ繰り越すべき事業の繰越額及び財源内訳が決定したため、報告するものでございます。

該当事業は、南玉地内の配水管切り回し工事及び設計委託料で、繰越額は1,232万2,800円で、財源は全額が当年度損益勘定留保資金でございます。

以上申し上げます。

◇議長(高橋茂樹君) 以上で、繰越明許費繰越計算書の報告を終了いたします。

◇

○日程第10 承認第2号 専決処分を報告し、承認を求めることについて(平成27年度玉村町一般会計補正予算(第12号))

○日程第11 承認第3号 専決処分を報告し、承認を求めることについて(平成27年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算(第3号))

○日程第 1 2 承認第 4 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成 2 7 年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号））

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第 1 0、承認第 2 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成 2 7 年度玉村町一般会計補正予算（第 1 2 号））から日程第 1 2、承認第 4 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成 2 7 年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号））までの 3 議案を一括議題といたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 1 0、承認第 2 号から日程第 1 2、承認第 4 号までの 3 議案を一括議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 承認第 2 号 平成 2 7 年度一般会計補正予算（第 1 2 号）における専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、平成 2 8 年 3 月 3 1 日付で専決処分したもので、同条第 3 項の規定により本定例会において報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に 2, 5 5 3 万 8, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 1 2 1 億 1, 4 7 9 万 4, 0 0 0 円と定めるもので、配当割交付金、株式等譲渡所得交付金、地方消費税交付金及び地方交付税の増収に伴う財政調整基金繰入金の減額や事業費の確定に伴う使用料、国、県支出金等の減額でございます。また、寄附金については、キーテクノロジー株式会社様から 2 0 0 万円、ふるさと納税では総額が確定しましたので、それぞれ寄附の目的に沿った事業や基金に充当したものでございます。

承認第 3 号 専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。本案につきましては、平成 2 7 年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について、専決処分させていただいたものでございます。

内容でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4, 0 4 3 万 7, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 2 億 8, 3 9 2 万 4, 0 0 0 円とさせていただくものでございます。

補正の内容といたしましては、歳入の増額分として、共同事業交付金を 4, 8 8 7 万 8, 0 0 0 円、繰越金を 1 3 0 万 6, 0 0 0 円、諸収入を 5 8 2 万 8, 0 0 0 円増額し、減額分として国庫支出金を 6, 5 9 5 万 2, 0 0 0 円、療養給付費等交付金を 1, 7 3 1 万 5, 0 0 0 円、県支出金を 8 1 4 万円、繰入金を 5 0 4 万 2, 0 0 0 円減額するものでございます。

歳出といたしましては、療養給付費等の額の確定に伴い、保険給付費を3,995万4,000円、介護納付金を48万3,000円減額するものでございます。

承認第4号 平成27年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第5号）における専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。本案は、地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年3月31日付で専決処分をさせていただいたものを、同条第3項の規定により本定例会において報告し、承認を求めるものでございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,990万円を減額し、総額を14億3,205万円と定めるもので、主な内容といたしましては事業確定による建設費の減額及び建設財源の調整などでございます。

金額についてですが、歳入では下水道事業受益者負担金を280万1,000円、下水道使用料を174万9,000円、県補助金を45万円それぞれ増額し、下水道事業債を2,490万円減額するものでございます。一方、歳出では、公共下水道建設費を510万円、特定環境保全公共下水道建設費を1,480万円それぞれ減額するものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で3議案に係る提案説明を終了いたします。

日程第10、承認第2号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成27年度玉村町一般会計補正予算（第12号））、これより本案に対する質疑を求めます。

3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

◇3番（石内國雄君） 減額の中で使用料が特に減額されているということで、これは多分道の駅の使用料ということでございますが、金額が非常に大きい減額ですので、それについてちょっと計算の根拠とか使用料のパーセンテージとか、そういう具体的なものをちょっと確認させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） ページでいきますと、多分10ページのことだと思います。

農業振興使用料2,650万円の減額についてのことだと思いますが、基本的には補正前の額といたしまして7,500万円を想定いたしましたところ、全体の売り上げ、これはもともとの売り上げに対しまして17.何%を想定して予算を組んでいたものでございまして、結局売り上げのほうが予定にいかないということになりますと、これも比例して落ちてくるということで、実際には2,650万円を引きまして4,850万円が現在の額という形になるかと思いますが、これは歳入の関係ですので、厳密に言いますともう少し入ってくる見込みにはなっておりますけれども、マイナスにならないように、予定した額よりも低目に落としてありますけれども、決算の中ではもうちょっと数字は伸び

るかなというふうに思っておりますが、全体の売り上げに比例してこのようになるということでご理解いただければというふうに思います。

◇議長（高橋茂樹君） 3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

◇3番（石内國雄君） 道の駅の売り上げに対して17.7%の使用料が町の中に収入が入ってくるのですけれども、その見込みと最初の当初予算との差額が2,650万円ありましたと。先ほど説明の中で赤字にはならないというような話があった。そのところはちょっと意味がわからないので、もうちょっとそこだけ説明をお願いできますか。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） 17.7ではなくて17.何%と、何%という感じがまずあります。この歳入欠陥というふうにならないように、低目に数字を設定させていただきまして、実際にはもう少し入るという意味で、赤字とかということではなくて、ここ落としが足りないと、最後に例えば100万円足らなかったとかということになりますと、欠陥というような形になりますので、少し見込みよりも多目に減額をしているという状況でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

◇3番（石内國雄君） 当初の売り上げの設定のときの売り上げの目標の予算をかけたときの金額と、今現在でのこの17%何がしですけれども、金額的には幾らであったでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） 当初予算の中では、売り上げを4億円という想定がしてありまして、それに対して一定の率を掛けますと7,500万円ぐらい収入が見込めるという想定でございました。それに対しまして、正式な決算ではありませんけれども、決算見込みといたしまして、売り上げのほうは2億6,000万円弱の状況であります。それに対して、これだけの減額をしているという状況でございます。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

14番宇津木治宣議員。

〔14番 宇津木治宣君発言〕

◇14番（宇津木治宣君） 2点お尋ねをいたします。

最初に、8ページの地方消費税交付金、いきなり1億6,443万円が計上されているわけですが、専決処分で期の一番最後に1億円もの金額が補正をされると。これは、どんなような仕組みのもとにこういう流れになっているのか。それから、この財源は社会保障費等に使うというふうにな

っていますけれども、これが本専決処分をされた予算でどのような形で反映されるのか。多分積立金なのか、ほかのところに預けておくと。今回いきなり予算を組むわけではないですから。そういうことで、将来はこれは社会保障の財源に使うのだということが明確になるわけなのではないでしょうか。

それから、10ページの先ほど石内議員が質問した農業振興使用料ですけれども、当初は7,500万円を見込んでおったということで、今回2,650万円の減額補正をしたということで、結果的には4,850万円になる見通しだと、これは下回らないだろうということでのいるわけですが、これは正直言って、大幅に見込みを下回っているという現実だと思うのです。それで、28年度の当初予算は7,500万円から若干落として7,440万円を当初予算に、この農業振興使用料を計上しているわけですが、そうしますとこの実績から考えますと、相当の策をとらないと、28年度予算の見込みの予算の根拠も非常に厳しいものになることが想定されるのですけれども、その辺についての見解をお伺いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 萩原保宏君発言〕

◇総務課長（萩原保宏君） まず、地方消費税交付金についてですけれども、宇津木議員おっしゃるとおり、社会保障財源の交付金としてこれまで地方消費税分は1%だったものが1.7%になりました。これは、消費税が5%から8%になった部分の社会保障財源の部分として地方におりてくる額が、合わせますとその額になります。それで、26年度決算ですと、社会保障財源として7,200万円が入ってまいりました。今回補正させていただきましたので、社会保障財源27年度は2億9,800万円ほど入ってきます。なぜこの大きなずれが生じてくるかといいますと、実は26年4月から税率は8%になりました。それで、社会保障財源が地方におりてくるわけですが、企業の決算期がありまして、決算の申告をしてから2カ月後に消費税を納入することになります。それを地方に回ってくるのに時間差がありまして、26年度は27年度に比べますと24%ぐらいしか入ってこない。27年度は平年ベースに戻りましたということですので、この辺がちょっと申しわけありません。ちょっと見込めない。多目に見込んだのですけれども、それ以上に入ってきたということでご理解いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） 10ページの関係の使用料の関係でございますけれども、基本的には前年度も今年度も数字が若干違いますけれども、一応4億円という目標は同じでございます。1年目につきましては、特に4月、5月が運営できなかったという実態もございまして、この辺の差額がかなり出てきているのかなというふうに思っております。かといって、今年度は余裕を持って達成できるというような状況ではないと思っておりますので、創意工夫を重ねながら、できるだけここに近づけるように努力していきたいというふうに考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 14番宇津木治宣議員。

〔14番 宇津木治宣君発言〕

◇14番（宇津木治宣君） 総務課長からお答えいただきまして、よくわかりました。

26年4月1日から1.7%地方消費税になって、1%からふえたわけですがけれども、本当なら29年4月1日からこれもまたふえるわけだったけれども、ちょっとだめなので、これはいいか悪いかは別ですがけれども。

ちょっと聞き漏らしたのですが、結局この地方消費税の財源は社会保障4経費に充てるというふうになっているわけですがけれども、年度の一番最後に専決処分でばっと1億6,000万円が来た。使いようがないわけです。予算と見合うわけではないのですがけれども。この辺の財源が透明性を持って、要するに地方消費税が確実に福祉財源、社会保障財源として使えるという保証というのは一体どこに求めたらいいのかということをお尋ねしたいと思います。

また、農業振興使用料ですがけれども、確かに4、5月はやっていませんでしたから、ただ5、6月の開店の景気は相当なものでありましたし、開店景気を考えると、2カ月少なかったけれども、これが1年間の実力かなということ推測しているわけですがけれども、相当の腹をくくってかからないと、来年度の予算を審議する場ではありませんので、いずれにしても今補正予算の実態を踏まえた対応策というのを考えていただかなければならないと思うのですが、その辺についてはどうお考えでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 萩原保宏君発言〕

◇総務課長（萩原保宏君） 地方消費税の社会保障財源の使い道ですがけれども、26年度予算、27年度予算の当初予算に使い道の財源の内訳は附属資料で添付させていただいております。ただし、今回大幅な専決処分で補正をさせていただきましたので、その分については明確にされてないわけですがけれども、それを超える十分な社会保障の支出はございますので、議員の心配されているようなほかの用途に使うとか、そういったことは決してないと思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） 2年目をどう組むべきかというお話かと思うのですがけれども、確かに1年目の6月分ですか、5月31日と6月を合わせた分というのは、今から想定しますとあのような山というのはなかなか来ないのかなというのが実体かと思えます。しかしながら、秋から冬場にかけて、やはり下降線というような状況がありましたので、ことしについてはとりあえずある程度いい滑り出しもしておりますけれども、落ち込まないようにするというようなことを何とでも取り組んでいきたいなというように思っております。全体的な総額については、目標ということで何とかここに近づけていきたいという、そういう想定のもとに頑張っていきたいというふうに考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 14番宇津木治宣議員。

〔14番 宇津木治宣君発言〕

◇14番（宇津木治宣君） 最後に、目標が7,000、要するに4,850万円が実力だったと。これはもう紛れもない現実だと思うのです。これを踏まえて……

〔何事か声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 傍聴人は静かにお願いします。

◇14番（宇津木治宣君） これを踏まえて、今後の対応策をとっていただきたいと思います。要望して終わります。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、日程第11、承認第3号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成27年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第3号））、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、日程第12、承認第4号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成27年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第5号））、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。



○日程第13 承認第5号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町税条例等の一部改正について）

○日程第14 承認第6号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町国民健康保険税条例の一部改正について）

○日程第15 承認第7号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町都市計画税条例の一部改正について）

○日程第16 承認第8号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（固定資産評価審査委員会条例及び行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について）

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第13、承認第5号 専決処分を報告し、承認を求めることにつ

いて（玉村町税条例等の一部改正について）から日程第16、承認第8号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（固定資産評価審査委員会条例及び行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について）までの4議案を一括議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第5号から承認第8号までの4議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 承認第5号 専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日付で法律第13号で公布されたことに伴い、玉村町税条例等の一部改正について、専決処分させていただいたものです。

改正の概要は、法第348条第2項第9号の2の改正に伴う所要の改正、わがまち特例の割合を定める規定である法附則第15条第2項の改正に伴う号ずれの整備、政令附則第12条第36項の改正に伴う所要の改正、町たばこ税に関する経過措置に関する平成27年改正附則第5条第3、7、10、12、14項の表の文言修正となっています。

承認第6号 専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日付法律第13号で公布されたことに伴い、玉村町国民健康保険税条例の一部改正について専決処分をさせていただいたものでございます。

改正の概要を申し上げますと、課税限度額について、基礎課税額を52万円から54万円に、後期高齢者支援金等課税額を17万円から19万円に引き上げるものでございます。また、減額措置に係る軽減判定において、5割軽減については被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき乗ずる金額を26万円から26万5,000円に引き上げ、2割軽減では被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき乗ずる金額を47万円から48万円に引き上げ、減額対象を広げるものです。

承認第7号 専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日付法律第13号で公布されたことに伴い、玉村町都市計画税条例の一部改正について専決処分させていただいたものです。

改正の概要は、地方税法第349条の3、法附則第15条の課税標準の特例の改正に伴う規定の整備、項ずれの整備となっています。

承認第8号 専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。本案につきましては、3月議会に提案し、行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例についてご議決

いただきましたが、固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、総務省自治税務局長通知において改正漏れがあったことと、条文を指示により再度改正するもので、平成28年4月1日施行となっているため、専決処分させていただいたものです。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 傍聴人は静かにしてください。

提案説明を終了いたします。

日程第13、承認第5号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町税条例等の一部改正について）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、日程第14、承認第6号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町国民健康保険税条例の一部改正について）、これより本案に対する質疑を求めます。

3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

◇3番（石内國雄君） この条例が52万円から54万円に限度額が引き上がるということは、実質的に国保税が上がるという形だと思うのですが、そのことについて保険料収入等については予算の関係等の変更はあるのでしょうか、その辺についてお伺いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 税務課長。

〔税務課長 萩原正人君発言〕

◇税務課長（萩原正人君） 今現在最高限度額にいらっしゃる方で、またこの2万円上がることによって、その分が上がる方ということなので、ちょっと数字のほうは把握していないのですけれども、数

的にはそんなに多くはないというふうに判断しております。

◇議長（高橋茂樹君） 3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

◇3番（石内國雄君） そうすると、対象人員は少ないけれども、確実にその該当する方については限度額が上がるという形でよろしいわけですね。

それと、いろんなパーセンテージ、減額の部分での変更があったということなのですが、そちらのほうについてはどんな感じになるのでしょうか、限度額だけではなくて、中間の関係の方ですか。

◇議長（高橋茂樹君） 税務課長。

〔税務課長 萩原正人君発言〕

◇税務課長（萩原正人君） 議員のおっしゃるとおりであります。

あと、そちらのほうの数字につきましては、確実に5割軽減については5,000円、2割軽減につきましては1万円引き上がりますので、該当者の方はそれなりにふえるというふうに考えております。ただ、こちらのほうにつきましては、交付税のほうで国のほうから補填がありますので、そちらの減額につきましては特に影響はないというふうに考えております。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、日程第15、承認第7号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町都市計画税条例の一部改正について）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、日程第16、承認第8号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（固定資産評価審査委員会条例及び行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◇

◇議長（高橋茂樹君） 休憩いたします。10時30分まで休憩します。

午前10時17分休憩

午前10時30分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開いたします。



○日程第17 議案第40号 平成28年度玉村町一般会計補正予算（第1号）

○日程第18 議案第41号 平成28年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○日程第19 議案第42号 平成28年度玉村町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第17、議案第40号 平成28年度玉村町一般会計補正予算（第1号）から日程第19、議案第42号 平成28年度玉村町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）までの3議案を一括議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第17、議案第40号から日程第19、議案第42号までの3議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第40号 平成28年度玉村町一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に2,247万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を111億8,447万6,000円とさせていただくものでございます。

主な補正内容ですが、まず総務費では社会保障・税番号制度による個人番号カード交付事務に係る交付金が確定したことにより、負担金を増額させていただくほか、国が示す地方公会計制度の統一的な基準により財務書類の作成を進めるため、基礎データとなる固定資産の評価を行う経費を追加させていただくものです。また、魅力あるコミュニティー助成事業については、角淵区の公民館の備品等購入事業が採択となりましたので、この費用を追加するほか、大澤奨学基金につきましては5月に大澤照義様から200万円のご寄附をいただきましたので、基金へ積み立てをさせていただくものでございます。

民生費では、第5保育所のガス回転釜が老朽化により点火不良等が生じていることから、購入経費等の追加でございます。

農林水産業費では、角淵地区において土地改良による公図の不整合箇所が見つかりましたので、これを修正するための経費を追加するほか、多面的機能支払交付金事業では農業用排水路や農道などの

地域資源の質的向上を図る活動団体として、新たに上之手、宇貫、八幡原地区の農業者団体が対象となりますので、交付金を追加させていただくものです。

教育費では、南中学校音楽室のエアコンが故障したことに伴う更新工事費等の追加でございます。

以上が主な補正内容でございますが、これらの事業の財源としては、地方交付税、国、県支出金や前年度繰越金等を予定しております。

なお、町有地売払収入につきましては、土地区画整理事業による土地売払収入の計上に誤りがあり、減額させていただくものでございます。また、繰越明許費では、文化センター管理事業で実施する空調設備入れかえ工事について、大小ホール等の冷暖房使用時期の調整により、今年度中に完成することが困難なことから、翌年度に繰り越すものでございます。

議案第41号 平成28年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ157万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億6,955万8,000円とさせていただくものでございます。

補正の内容ですが、まず歳入として交付金額の確定に伴い、前期高齢者交付金を21万3,000円、繰越金を136万2,000円増額するものでございます。

次に、歳出としまして、平成30年度に予定されている国保広域化の準備として、県が国保事業費納付金の算定シミュレーションをする上で必要とするデータを町基幹システムから作成するためのシステム改修費用として64万8,000円、後期高齢者支援金の確定に伴い27万5,000円、前期高齢者納付金の確定に伴い10万6,000円、介護納付金の確定に伴い54万6,000円を増額するものでございます。

議案第42号 平成28年度玉村町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。本案については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,815万6,000円を増額し、その総額を1億9,762万6,000円とさせていただくものでございます。

補正の内容といたしましては、契約金額の確定により増額させていただくものでございます。まず、歳入ですが、平成27年度に町有地及び保留地の売却先事業者が決定し、平成28年4月27日に正式に契約締結を行い、その契約保証金として売り渡し金額の20%が決定したため、4,815万6,000円増額するものでございます。

次に、歳出ですが、歳入同様に契約保証金売り渡し金額の20%の決定により、その金額を地方債繰上償還に充てるため、4,815万6,000円を増額するものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で3議案に係る提案説明を終了いたします。

日程第17、議案第40号 平成28年度玉村町一般会計補正予算（第1号）、これより本案に対する質疑を求めます。

10番三友美恵子議員。

〔10番 三友美恵子君発言〕

◇10番（三友美恵子君） 8ページの土地売払収入ということで、先ほど町長の説明が都市計画事業の収入に誤りがあるということで説明がありましたが、これを詳しく説明していただきたいと思います。

それから、あと16ページの経済産業課の業務委託料、これについて説明願います。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 齊藤治正君発言〕

◇都市建設課長（齊藤治正君） 8ページの町有地売払収入、減額の4,504万9,000円の件でございます。

まず、町有地売払収入ということで、今ご質問のとおり、この町有地につきましては文化センター周辺土地区画整理事業の関係でございます。まず、土地区画整理事業の関係で用地のほうの買収と事業費という中で事業のほうは進められます。最初に、用地買収につきましては、その資金の調達といたしまして起債、それから一般会計の繰り入れと、そういう形で考えております。

今回減額をさせていただいた理由、ミスということで表現をさせていただいておりますが、その内容につきましては、次の議案第42号の宅地造成事業特別会計の補正予算でまた話が出ておるわけですが、本来今回の売却代金につきましては、先ほど申しあげました起債の償還に充てるという趣旨で計上すべきところを、起債と一般会計の繰り入れ両方あったものですから、当初一般会計のほうで計上してしまったと、そういう内容でございます。そのため今回一般会計のほうの町有地売払収入を減額させていただきまして、今回契約保証金額の特別会計のほうへ計上すると、そういうような内容になっております。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） 16ページの業務委託料についてのご説明をさせていただきたいと思えます。

こちらは誤謬訂正と申しまして、境界測量業務委託というものと訂正業務の委託というようなことで、公図を訂正するような業務を行う予定になっております。具体的に申し上げますと、国土調査による図面というのと、土地改良による図面というのがありまして、それがぴったり合えば問題ない、区域が違ってきますので、ぴったり合えばいいのですけれども、その中で現在の土地改良に伴う公図の中に国土調査のときの要するに重複した土地が出てきておりまして、そんなものですから、その辺を測量してはつきりさせるということで、現在その重複した土地がかぶったところに家を建てたいと

いう方がおりまして、そこがはっきりしないと建築確認と申しますか、家を建てることができないというようなことですので、その辺をはっきり測量して、さらに訂正していくというような業務でございます。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 10番三友美恵子議員。

〔10番 三友美恵子君発言〕

◇10番（三友美恵子君） それは1件ということですか。そこら辺全体、どのくらいの面積にわたって測量し直すということですか。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） 件数にいたしますと1件で、平米としてはちょっと何とも言えないのですが、要するに1件のうちのところにかぶっている土地が1つあるというような形になっております。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第41号 平成28年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第42号 平成28年度玉村町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）、これより本案に対する質疑を求めます。

14番宇津木治宣議員。

〔14番 宇津木治宣君発言〕

◇14番（宇津木治宣君） 先ほど一般会計で説明をいただきました。なるほどなと思いましたが、ただ間違いましたと言われても困るので、何で間違ってしまったのかということも含めて説明をいただきたいと思います。

要するに町のほうにお金が入ってしまったと。本来ならば、宅地造成会計のほうに入るべきものだったということで、やり直して宅地造成会計のほうに入れたと。入ってきたお金は、そのまま元金償還金に充てたということで、要するに借金が減ったということになるわけですから、特段お金の流れは問題ないのですけれども、4,000万円のお金が、ああ、間違いましたというわけにもいかないのではないのかなと、仕事柄。その辺のいきさつについて、詳しくお話をいただきたいと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 齊藤治正君発言〕

◇都市建設課長（齊藤治正君） ご指摘の件でございますが、ちょっと先ほどのご説明とかぶる部分があるのですけれども、またちょっと初めからご説明をさせていただきます。

今回の文化センターの土地区画整理事業の中身でございますが、まずは用地を取得するという事業がございます。それから、造成工事と事業費にかかわる部分というのがございます。今回町のほうの考え方といたしましては、用地買収のほうにつきましては宅地造成の特別会計を設置いたしました。事業関係については一般会計のほうで計上したという、まずそれが前提になります。そして、用地買収のほうにつきましては、特別会計の中身になるわけでございますが、資金の手当てとしては起債と一般会計からの繰り入れ、この2本立てで賄います。事業費等につきましては、一般会計の繰り入れ

で賄おうと、そういう形をまずとっております。

今回町有地の売払収入の部分が一般会計にまず計上してしまったという点でございますが、ちょっと繰り返しになりますが、宅地造成の特別会計については起債と一般会計の繰り入れ2本立てで予算手当てをしましたが、その資金の返済につきましては町有地の売却で充てる予定ということで考えております。まず、起債のほうから先に充てて、残った分については一般会計の繰り入れをまた戻すというような考え方を持ちました。その際、当初計上するときに、その部分で起債と一般会計にそれぞれ売買代金を返すわけです、今回の件については20%ということで説明のほうをさせていただきましたが、契約保証金という関係でございまして、その部分が一般会計の当初ではその部分をちょっとそんなような中身になっていましたので、一般会計のほうへ入るということで計上してしまったという点でございますが、先ほど来の説明のとおり、まず起債償還に充てるというのが順番ということで、今回特別会計に、新たにそちらのほうに入れるということになります。ちょっと特別会計と一般会計と両方でやってしまった部分で、そのあたりで若干ちょっと計上ミスが発生してしまったという点でございます。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 14番宇津木治宣議員。

〔14番 宇津木治宣君発言〕

◇14番（宇津木治宣君） 私の頭では、ふうん、そうかなというふうになかなかいかないのだけれども、要するに宅地造成会計のほうでは起債と一般会計の繰り入れで資金を用立てしていると。そして、販売利益の分については、まず優先的に起債のほうに充当すべきものだということだったのが、事業費は一般会計の費用で賄うわけですけれども、これ全く性質の違うもので金額からして、要するに四千幾万が、4,815万6,000円だけが間違っただのか、それとももっと大きな金額の中で計算上の4,800万円が間違っただのか。その辺が、なぜ過誤というか、間違いが生じるのか。ちょっと理解ができないのですけれども。その辺詳しく説明をして、再発防止の意味も含めて、どう検証されているのか、説明をいただきたいと思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 萩原保宏君発言〕

◇総務課長（萩原保宏君） 今回住宅事業者であるトヨタウッドユーホームと契約をいたしまして、20%の全体で2億7,500万円が入ってまいりました。これを一般会計と宅地造成事業特別会計のほうに振り分けるわけですけれども、本来換地処分をしたところについては宅地造成事業会計に、保留地部分については一般会計のほうで事業に充てるという計画でした。これを計上するに当たって、本当に大変申しわけないのですけれども、先ほど計上しました一般会計では4,500万円ほど、特別会計のほうへ計上すべきものを一般会計のほうに計上してしまったという単純なものなので、大変申しわけないのですけれども、今後は十分注意をして、予算のほうに計上させていただきたいと思っております。

ますので、ご理解いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 14番宇津木治宣議員。

〔14番 宇津木治宣君発言〕

◇14番（宇津木治宣君） どうやら単純な間違いということで、よくわかりました。

いずれにしても、今後この一般会計と特別会計とのやりとりというのは非常に微妙な部分があるかと思えます。今後はこういうことのないように指摘をして、質問を終わりにします。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第20 同意第1号 玉村町公平委員会委員の選任について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第20、同意第1号 玉村町公平委員会委員の選任について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 同意第1号 玉村町公平委員会委員の選任について、玉村町公平委員会委員の選任についてご説明申し上げます。

本案につきましては、齋藤正彦氏が6月15日をもって任期満了となりますので、再任をお願いいたしたくご提案させていただくものでございます。

齋藤氏の人柄は、公平かつ高潔で、区長や保護司の経験を生かし、平成17年3月から11年余り公平委員を務めていただいております。今後も公平な審査を行っていただければと思います。

ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

◇3番（石内國雄君） この人の人柄等について云々というのはいいかなと思うのですが、何せ昭和5年生まれの方で、現在86歳の方でございます。ほかの方の検討をした上で、この方が最適という形になったのか、実績を踏まえて、その方に再任するという方向で動いたのか、またこの方の健康状態とか、任期が1年ではないですから、その辺のところについてご説明をお願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君発言〕

◇町長（角田紘二君） ただいまのご質問にお答えいたします。

齋藤氏とは、私直接面接といたしますか、面談をいたしまして、健康状態も特に問題なしということでございますし、これまで委員長を務めておりまして、この委員会の運営に関しまして特に問題ないというふうに判断いたしました。ほかの委員さんの候補者に関しましても検討はいたしましたけれども、私の知る限りでは齋藤氏の継続が適当であろうというふうに判断させていただきました。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

◇

○日程第21 同意第2号 固定資産評価員の選任について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第21、同意第2号 固定資産評価員の選任について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 同意第2号 固定資産評価員の選任についてご説明を申し上げます。

固定資産評価員は、現在前税務課長の井野成美氏が任命されておりますが、この3月31日付で定年退職となりましたので、この職につきまして、このたび辞したいとの申し出がありました。本案は、その後任といたしまして、新たな4月の人事異動により税務課長に就任しました萩原正人氏を選任したく、ご提案させていただくものでございます。

ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。



○日程第22 意見第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第22、意見第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 意見第2号 人権擁護委員候補者の推薦について提案説明を申し上げます。

人権擁護委員の推薦については、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞いて候補者を推薦することになっております。

意見第2号で推薦させていただきました山津千恵子氏におかれましては、人権擁護委員として平成25年10月1日より既にご活躍いただいております。本年9月30日で任期満了となりますが、今までの経験を生かし、また人権擁護委員の女性委員確保の面からも人権擁護委員としてふさわしく、今後もお活躍いただきたく推薦するものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案に同意するとの意見とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案に同意するとの意見とすることに決しました。



○日程第23 一般質問

◇議長（高橋茂樹君） 日程第23、一般質問を行います。

今定例会には10名の議員から通告がなされております。

一 般 質 問 表

平成28年玉村町議会第2回定例会

順序	質 問 事 項	質 問 者
1	<ol style="list-style-type: none"> 1. 玉村町の災害対応について 2. 町内の小中学校すべてのエアコン設置について 3. 町長の公約の実施について 	笠 原 則 孝
2	<ol style="list-style-type: none"> 1. 安全への取り組みについて 2. 文化センター周辺宅地造成事業への町の負担、5億6千万円についてどのように考えますか 3. 屋外広告物規制の進捗について 	月 田 均
3	<ol style="list-style-type: none"> 1. 町長就任5か月。改革と刷新が期待されるが、古い事業の見直しを進めるべきではないか 2. 交通網に恵まれ、平らな地形、地震のない町をPRするためのプロモーションビデオ作成を 3. 滝川や管理道路の周辺のごみ対策と、北側用地を遊歩道に整備するよう望みたい 	備前島 久仁子
4	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地震をはじめとする大災害が発生した場合の対応について伺います 2. ふれあいの居場所について伺います 3. 都市計画の見直しについて伺います 	渡 邊 俊 彦
5	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地方創生交付金の2次募集への取り組みについて 2. ふるさと納税を活用したクラウドファンディング型支援について 3. ごみの減量化・リサイクル促進について 4. 玉村町への移住促進について 5. 旧耐震基準で建てられた木造家屋などの緊急点検について 	浅 見 武 志
6	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道路行政について 2. 東部工業団地の拡張と用水路について 	島 田 榮 一
7	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」政策の基本方針について問う 2. 玉村町版生涯活躍のまち構想策定状況について問う 	宇津木 治 宣
8	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「たまりん」の運行方針を問う 	石 内 國 雄

順序	質 問 事 項	質 問 者
9	1. 公共交通の整備について	三 友 美恵子
10	1. いわゆる「ゴミ屋敷」状況への対応について問う 2. 市民後見人養成はどの程度進んでいるか 3. セクシャル・マイノリティー（性的少数者）についての基本的認識と対応を問う	石 川 眞 男

◇議長（高橋茂樹君） 初めに、4番笠原則孝議員の発言を許します。

〔4番 笠原則孝君登壇〕

◇4番（笠原則孝君） それでは、議席ナンバー4番笠原則孝が質問いたします。

傍聴者の皆さん、おはようございます。きょうから6月議会が始まりました。4月14日の熊本地震では最大10万人ほどの避難者が出て、亡くなった方も49名と大変な災害であり、被災者に対しお見舞い、お悔やみを申し上げます。一日も早く以前同様の生活が送れるよう、復興を願います。

そして、6月議会に当たり、玉村町長に対して質問いたします。就任以来、3月議会、予算、人事と目まぐるしい公務をこなしてきたと思いますが、特に第4保育所、その給食問題の専決、それに町内各学校に導入されるクーラー設備契約問題、そして文化センター周辺開発問題等は、基本的には前町長の方針に基づく事業計画でありました。就任後間もない町長としては、時間のない中でやむを得ないところもあったと推測いたします。今後の町政運営面で多くの町民の期待に応えていただきたいと思います。我々議会は、議会人として町政運営をチェックして、財政の健全化等を監視して、そしてその責任を果たしていきたいと思います。

そこで、第1回目の質問を行います。玉村町の災害対応について、このところ地震、水害、強風、竜巻と、自然災害が日本列島に多く発生して、どの地区も想定外とのコメントを出しておりますが、想定レベルを上げて考えていけないといけないと思いますが、そのようなことについて伺います。そして、防災マップでは、水防地区、特にこれは川井地区、そこは避難場所となっておりますが、早急に見直す考えはあるのか。これらの件につき、当町としてはどのような対応、対策をとっているのか。また、災害医療の協力体制や国道354号線は県の指定の災害時緊急輸送道路となっておりますが、この辺の対応についても伺いたしたいと思います。

そして、第2に、町内小中学校全てのエアコン設置について、6月末までには使用可能となると思います。生徒にとっては、勉強のしやすい環境となりますが、総工費数億円という建設関係以外では大変な金額の工事であります。町内にも同様な工事ができる業者もおり、特定の業者に偏るおそれがないように、町内業者の育成と雇用の場の確保という立場から、ワークシェアリングで行うよう支持

したと思いますが、現状はどのようになっているのか、伺いたい。

第3番目は、町長の公約の実施についてでございます。町長が選挙戦で挙げた公約が全然守られないという町民の声もあることから、町民は公約を信頼して投票したので、空手形にならないように、できることから速やかに実施してほしいと。公約が速やかに実施できない何かの理由があるのか。あるなら説明してほしいという一般町民よりの意見があるので、伺いたい。

以上の3件でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） ただいま笠原議員から3点のご質問をいただきましたので、1点ずつ順番にお答えしたいと思います。

最初に、玉村町の災害対応策についてのご質問にお答えいたします。おっしゃるように、近年の自然災害を振り返りますと、笠原議員が言われたとおり、全国的には大地震や巨大津波の発生、火山の噴火、豪雨による土砂災害、河川の氾濫等があり、近隣では昨年伊勢崎市地内において発生したダウンバーストといった現象の発生によって自動車が飛ばされるなど被害が見受けられました。このように自然災害は多種多様化と規模の拡大傾向にあるとともに、いつ起こるかわからず、身近な存在になっていると考えなければいけません。

そこで、当町における災害対応についてでありますけれども、国内等で大きな災害等が発生しますと、多くの専門家がいろいろな観点から災害を検証いたします。その結果を受け、防災の観点から国並びに県からいろいろな指導が参ります。当町では、これら被害想定レベルアップ、さらなる防災対応等への指導に基づきまして、玉村町地域防災計画の充実を図り、各組織、機関の役割を明確にすることで、住民の安全安心に役立てていきたいと考えております。また、関係機関の協力を得て毎年実施しております玉村町地域防災訓練を今後も継続的に行い、住民に対する防災意識の高揚を図ってまいります。

さらに、市内各地区の自主防災組織の活動を支援してまいります。防災に係る資料によりますと、阪神・淡路大震災時に瞬間的に16万4,000人の方が倒壊家屋の中に埋もれたそうでございますが、そのうち約12万9,000人の方々が自力で脱出でき、3万5,000人が建物内に取り残されたそうでございます。そして、取り残された3万5,000人のうち近所の方々が救出した人数は2万7,100人で、取り残された人々の実に77%に相当するとのことでございます。このことから、大災害が発生した場合、公的機関の活動には限界があるため、隣近所を含めた地域の方々の災害対応が大変重要であると考えます。

次に、災害医療の協力体制についてのご質問にお答えいたします。災害医療につきましては、群馬県保健医療計画の中で災害医療に関する項目があり、災害を自然災害と事故災害の大きく2つに分類して対応を図っております。災害時における医療を確保することを目的に、災害拠点病院として県内

17カ所を指定しております。その中で県の災害医療の中心的な役割を担う基幹災害拠点病院として前橋赤十字病院を指定し、その他16カ所は地域災害拠点病院となります。玉村町は、伊勢崎保健医療圏に属し、基本的には伊勢崎市民病院と伊勢崎佐波医師会病院に医療対応を願うこととなっております。

また、県では災害時に医療機関の被災状況や傷病者の受け入れ情報を共有し、効果的に災害医療を提供するシステムとして群馬県統合型医療情報システムが運営されており、県、消防機関、救急医療機関等が連携を図っております。このため、町では災害規模に応じた支援要請を県並びに各関係機関に対して実施してまいります。

最後に、国道354号線に係る県指定災害時緊急輸送道路に関してお答えします。県では、地震発生時に予想される輸送路の寸断に備え、緊急輸送を確保できるよう関係機関と協議の上、主要な防災拠点及び輸送拠点を結ぶ緊急輸送道路ネットワークの形成及び安全性の向上を図っております。国道354号線も緊急輸送道路として指定されており、災害発生時の避難、救助を初め、物資の供給、諸施設の復旧等、広範囲な応急対策活動を広域的に実施するための道路となります。町としましては、災害発生時において、県並びに他の各防災関係機関と相互に緊密な連携の確保に努め、減災に向けた努力をしてまいりたいと考えますので、ご理解とご協力をお願いします。

次に、ご質問の町内の小中学校全てのエアコンの設置についてにお答えいたします。現在実施している小中学校空調設備新設事業は、本年2月8日の玉村町議会第1回臨時会において、議会の議決に付すべき契約として、議員皆様方のご協力によりご議決いただきましたとおり、マルフク電気玉村営業所が工事を進めているところでございます。

笠原議員ご指摘の工事についてはワークシェアリングで行うように支持したとのことですが、今回の工事に関しましては昨年度の大規模改造工事で設置した中央小学校以外の6校分全てを一括発注としたため、下請業者の選定につきましては町が直接どこそこの業者を使ってくれといったような指示命令は原則的にはできないことから、元請業者の選定により工事が進められているということでございます。もちろん元請業者に対して、地元業者の積極的な活用についてのお願いはしたところでございますが、呼びかけの結果、地元業者からの参加の意思表示はなかったと聞いております。

なお、工事の現状につきましては、夏休み前から使えるようにとの要望を踏まえて工事を進めてきたところでございます。現在関係機関、関係業者等の協力により、進捗率が95%以上となっており、おおよそ今月、6月下旬からそれぞれの学校にて使用できる見込みとなっております。

次に、町長選挙で掲げた公約が実施されていないというご質問にお答えいたします。選挙公報で発表した私の公約は、1、町の人口をふやし、町の活性化を図ります。2、財政の健全化と玉村町発展の基盤をつくりますの2つであります。その他は、重点政策として提案しております。この公約の実施に関しましては、重点政策の実現によって達成されるものもあります。この重点政策をするためには、予算の裏づけと関係する人々や住民の方々のご理解とご協力がなければできません。実際に私が

町長に就任した2月には、28年度予算原案が既に査定の段階であり、新しい事業を計画することは不可能でした。さらに、玉村町の経常収支比率は96.8%と、財政の硬直化が顕著な状態でありました。また、文化センター周辺の宅地開発や町の公共建物の老朽化による修繕等、今後厳しい財政状況が考えられる状態となっております。このような状況でありますので、公約の実現につきましては時間的にもご配慮をいただきたくお願いいたします。また、実行するためには、関係者を含め、町民の方々のご理解とご協力が必要でありまして、これにもそれなりの時間が必要であります。

以上、できていない理由を申し述べましたが、今後1つずつ公約の実現に努力していきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいとお願いいたします。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） それでは、自席から質問いたします。

まず第1に、順番どおりでいきますと、災害のことについてですが、この間熊本のほうで災害がありました。そこで、一応調べで見ましたら、いつも一番ひどかった益城町ですか、あれが人口的には玉村町とほぼ、ちょっと小さい3万4,000人。そして、職員の数も260人だそうです。それで、災害のときにはあそこが一番震度7ぐらい来ましてすごかったのですが、町外より1万人以上の方が避難してきてしまったらしいです。だから、玉村町も考えてみますと、橋はみんなついている。平坦である。幾らか空き地がある。そうすると、もしこの群馬県で起きた場合、恐らく玉村町にも相当逃げ込んでくると。想定としては、住民だけの想定ではないのです。だから、その辺をやはり考えてやらないと、今後あのようなことが起きてしまって、みんな見ますと、うちへ帰れない。車の中で生活した。そうしたら、エコノミー症候群になってしまった。それで、亡くなってしまったと。こんなふうになるのだけれども、その辺の想定というのはどの辺を見ているのですか。例えばもし起きてしまった場合。

それと、食料の問題です。今大体よく防災の日に出してきているのだけれども、大体何人分で、何日ぐらいもつのだという想定の方もある程度知っておかないと、やっぱり住民の方が、ではこれからどのくらいのを備蓄しておけばいいかなという目安にもなるので、もしわかる範囲内であったらお答え願いたいと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 小林賢一君発言〕

◇生活環境安全課長（小林賢一君） それでは、お答えいたします。

熊本地震の関係でございますけれども、ちょうど益城町ですか、こちら玉村町とそんなに人口も変わらずということで、規模変わらないということで、本当にいつ玉村町にも起こるかわからない地震ということで、ふだんからその辺の対応をするのが本当に重要ではないかと思っております。町外

からの流入ということですが、確かに玉村町は橋もございすけれども、かなり流入される方、これも想定されますし、逆にうちの玉村町のほうから他の町村のほうに避難される方、こちらもいらっしゃるのではないかと考えております。その辺も含めまして、なかなか今までなかったような災害ですので、それも含めてシミュレーションというのですか、実際に起こる訓練も含めて、その辺の再度の防災のほうの対応をしていかなければならないと考えております。

もう一つ、食料の関係なのですけれども、今の段階では確かに皆さん数日分ということでお持ちになっているかと思えます。自主防災組織というのも町内にはかなりございすので、そちらのほうで備蓄している部分と、町のほうでも備蓄している部分がございます。しかし、熊本地震のような大災害が起きると、それでは当然足りないというお話になるかと思うのですが、そういうものを含めまして検討して行って、どのぐらい必要かというのも含めて、災害に対応できるように努めていきたいと考えております。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） 大体おおむねわかったのですけれども、それではもう一つ奥へ突っ込んで。

玉村町の水道、何か向こうの地震では水道がだめになってしまっていて、相当苦労したらしいのです。玉村町は石綿管が多いのだと、まだ。これは、水道課長のほうになると思うのですけれども、これは恐らく来ると全部いかれると思います。そうすると、水道の石綿管の長さ、それからその石綿管が今使用している地区がもしわかれば、言っておけば、住民のほうの前もってわかるから、ではどこから清水が出るからあそこへ行こうとか、正直な話、そのぐらいのことまで考えておかないと、今後ちよっといろんなことが起きているので、大変だろうけれども、わかったらば、その辺ひとつよろしくお願いします。

◇議長（高橋茂樹君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 高橋雅之君発言〕

◇上下水道課長（高橋雅之君） 先ほどの熊本の地震ということで、大分被害があったということで、水道等につきましてもライフラインということでございす。石綿管の長さということですが、今ちよっと調べておりますので、またわかり次第、ご報告を申し上げさせていただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） では、1番目の最後なのですけれども、地域の避難所の問題、正直な話、何か川井のほうへ行きますと、水没してここまで水が来たよというところがちょうど公民館だったと。だから、この辺の見直し、どの辺までやっているのか。そして、玉村町には周知させるのが、今恐ら

くこのくらい来ていますよ、警報を発するのに。恐らくほかではみんな優先的にスピーカーがついてやっているあれ、何ていうのですか、あれがついているのですが、玉村町はないわけです。正直な話、玉村町は7.6キロと7キロぐらいのあれですから、車で行けば何とか周知できると、町民に。そう考えたのですけれども、今考えたら、地割れが起きてしまったら、これどうしようもならないので、だからこの辺の住民に避難させる周知の仕方をどのような方法を今考えているか、ちょっとお聞きしたいのですが。避難場所とあわせてお願いします。

◇議長（高橋茂樹君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 小林賢一君発言〕

◇生活環境安全課長（小林賢一君） それでは、お答えいたします。

皆さんご存じだと思うのですが、水防のハザードマップ、こちらのほうをちょっと見ていただきたいのですが、こちらのほうはもう数年前にできたものでございます。先ほどもお話があったとおり、去年の鬼怒川での水害事故、そちらのほうで想定外と言われるような被害が起きております。それを受けて、国のほうが去年の12月に新たな防災を、減災ですか、そちらのほうの指示が出てまして、それを踏まえまして、ことしの4月から5月にかけて利根川関係ですね、それと鳥、神流川関係、両方の防災対策を立ち上げるということで今進めているところでございます。それらの内容を、特に水防なんかの危険水位も変わるようなお話をいただいていますので、多分この図面自体の内容も若干変わってくるのではないかと考えております。これを至急つくっていただいた分をすぐ反映して、皆さんにお配りしたいと思っております。

それと、災害が起きたときの情報伝達のことだと思うのですが、こちらのほうは基本的には車で広報ということでやっているわけなのですが、あとホームページ等なのですが、先ほどお話がありましたように、地割れとかあれば、当然広報車も行けない状況になります。この4月からFMたまむらさんと防災協定を結びまして、もし災害が起きたときには町のほうで直接、施設は玉村町の役場の中にはないのですが、隣のJAのほうにサテライトスタジオがありまして、そちらのほうで情報発信ができるという取り決めをさせていただきましたので、その辺で皆さんに情報を伝達していけたらと思っております。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） その情報伝達、非常にいいのですけれども、それでは1回ぐらい、そのFMたまむらで試験的にやってみたのですか。やはりラジオなもので、テレビはあるのだけれども、ラジオはないよと。ましてFMなんかはほとんど聞かないよと。正直な話、FMは若い子は聞いているのですけれども、年配者はほとんど聞いていないと思うのです。持っていなければならぬと。ある町村では、非常に老人でいるところとかそういうところへは、もうこういうのを支給しているのです。

だから、玉村町もそれでやりますではなくて、では一回、今の状態、何も持っていない状態で予行演習したらいいのではないですか。そうすれば、それでアンケートをとってみて、どのぐらいの人が聞いて、どのぐらいの人が聞けなかったかと。やはりそのぐらいのことを実施して、だんだん、だんだん積み上げていって、盤石な玉村町をつくらないと。正直な話、やはり玉村町はいいところだよ、住んでね、人口もふえるよといっても、その辺の備えがちゃんとできていなければ、やはり外から入ってくる。そうでなければ、住んでみて、やはり向こうのほうがよかったと。やはりその辺をしっかりと、この町だったら間違いないぞというのを、皆さん胸を張ってつくれるように、いろいろと考慮していただきたいのですが、その点どうですか。

◇議長（高橋茂樹君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 小林賢一君発言〕

◇生活環境安全課長（小林賢一君） 議員さんのご指摘のように、確かにラジオを持っていない方も当然いらっしゃると思うので、毎年9月の初めに防災訓練をやっておりますので、そのときに何らかの形でその辺まで取り入れていければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） わかりました。それと、最後のことなのだけれども、そちらのほうのFMさんともうまくやっているのかということも最後にしたいと思うのですけれども。その辺。

それと、次には第2の問題でクーラーの問題、この間、このクーラーの問題でいろいろ話をして、いろいろ見てきました。非常に言ったとおり、全体的に1カ所は中央小学校は塗装と一緒にやってしまったと。見てみたら、どこの機械がついているのだと思ったら、これはダイキンですね。ダイキンのP36ということで、室内のつり下げ式方式で。これ1校当たり平均このクーラーは幾つ入っているのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 小坂橋 保君発言〕

◇学校教育課長（小坂橋 保君） 中央小の関係でしょうか、それとも現在やっている工事。

〔「大体平均でいいですよ」の声あり〕

◇学校教育課長（小坂橋 保君） 現在入れておりますのが、玉村小学校が28、上陽小学校が20、芝根が24、南小が24、玉村中学校が31、南中学校が28、計155でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 笠原議員、今上下水道課長のほうから1番目の質問に答えます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 高橋雅之君発言〕

◇上下水道課長（高橋雅之君） 済みません。資料が届きましたので、回答させていただきます。

石綿管の長さでございますが、一応約10キロということでございます。町内の全体の給水管とい

うのは約260キロのうちの10キロということで、石綿管の改修を徐々に進めているということで、今の計画では平成32年までには約半分までにはしていきたいというふうに考えております。

また、あと地域はどこかということですが、地域につきましてはやはりところどころありますので、どこの場所がメインでこの石綿管があるという回答はちょっとできませんので、申しわけございません。

◇議長（高橋茂樹君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） 途中でわかりました。でも、一応今見たとおり、玉村町にもすぐ壊れてしまうような石綿管が埋設されているのだなということを考えていただきたいと。

そして、今度第2の問題のエアコンに移ります。何か1校平均大体二十四、五個ついているということですね。これを一発で回してしまうと、恐らく電気も相当食うので、裏のほうで変圧器のキュービクルを取りつけて、それで一遍にいかないように回しているのだと思うのです。そして、ブレーカーがおっこちないように、そして電気料を食わないように器具を取りつけているということ。それで、これ見ましたら、つけるのも家庭用のクーラーをつけるのとそんなに変わらないのですね、見ていると。それで、全て今見ましたら、家庭用はほとんどのうちが100ボルトのクーラーだと思うのです。100ボルトで最高やっても、たしか2,800、その上の40ぐらいが最高で、あとはみんな200ボルトになってしまう。その工事だったと思うのですが。正直な話、それでやっけていまして、このぐらいのものをみるとできるのではないかと。正直な話、聞いてみたのです。仕事、やっぱり玉村町の先ほど言った話をしたのだけれども、誰も対応してくれなかったと。聞いてみたら、いろんな面で工期がなかったの、結局はその2カ月以内でやれといってもできなかったと。そういう話だったのですけれども、それでは初めのうちはエアコンのほうも9月ごろまでには、何だそれでは夏休みが終わってしまうのではないかという話だったのだけれども、努力して6月、6月と言うけれども、正直な話、7月から使えるというようなことになるのだと思うのですが。それにしても、やはりこれ4億5,000万円ぐらいなのですね、工事としては。そうしますと、建築会社でやる分なら大した工事ではないのです。ところが、やっぱり物の取り付け、管工事です。このくらいだったら、やはり玉村町の業者にでも少しぐらい回してやって、町が潤うような方法ができなかったのかなと。

このマルフクさんにしても、正直な話、本社は昔藤川にあったのだけれども、どういう関係か知らないけれども、宮子のほうへ行ってしまったと。それで、藤川は玉村営業所になってしまっているのです。では、税金を納めるときはどっちが動くのだと。変な話、伊勢崎市に行ってしまうのです。まあ、営業所だから、大したことはない。せいぜい固定資産税のあんちゃんぐらいだと。正直な話、そうなのです。だから、玉村町にやっぱり本社がある、玉村町で営業所をやっているところに落とすとやらないと、町としてのメリットはないのです。他市へ行ってしまったのではどうにもならないし。他市からふるさと納税でもしてくれればいけれども、玉村町へ。そんなこともない。

そんなので、その辺を今後気をつけて見ていかななくてはならない点と、それとどうしてもこれできなかったかというのだけれども、いろんな問題をしてみますと、いろいろ理由があって、やれないこともなかったのだけれども、いろんな制約が来た。どうしてそうなったか。町ももう少し力を入れて、約1年半前はリフォーム費用なんていうので、町の業者が疲弊してしまうということで、経済産業課ですか、あのときは、20万円まで限度でやりましたね。そのときは、町の業者でなければ払えないのですよ。では、藤岡で知っているけれども、俺の場合は瓦屋があるのだけれども、瓦屋は町にないのだけれども、藤岡になってしまうのだけれども、そっちでもいいのかと聞いたら、だめだ。だから、そういうところへ言うておいて、今度はこういう大きい工事があるときはそうになってしまう。何か矛盾しているなど。その辺をちょっと考えてしまったので、今後どうなるのか。あのときは20万円まで限度として、町の業者を使った場合は補助するというのが1年半前はあったのですよ。みんな知っているでしょう。それで、みんな知っている議員の方々も、正直な話、トイレだ、浴室だ、みんな直しているのです。だから、ああいう精神があったのに、なんでこんなでっかい金があるのにできなかったのかなというのをちょっとお聞きしたいのですが、これはどなたさんがいいかな。総務課長、いきますか。お願いします。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 萩原保宏君発言〕

◇総務課長（萩原保宏君） 以前、何年か前に住宅リフォーム、リフォーム代金の20%で、20万円上限で3年ほど続けましたか。こちらのほうは、発注が各家庭で住宅をリフォームすると、各個人になります。それに対して町のほうが補助したということでありまして。今回のエアコンの工事につきましては、町が発注をするということで、もちろん金額がもう4億円を超えておりますので、これは一般競争入札にするのが適切だということでありまして。それと、分割にした場合には、それなりの経費が割り増しになってしまっていて、2,400万円ほど積算すると高くなってしまいうということ、当時は一括発注とさせていただきました。

議員ご指摘の町内の企業に分割して発注できなかったということですが、今回の工事は建設業法の業種が28業種ある中で、電気工事ということになりまして、電気工事については、Aランクは町内に3社、本社または営業所があるところということで3社あります。こちらに一般競争入札、制限つきですが、発注いたしまして、近隣の前橋市、伊勢崎市、高崎市も含めて発注しましたところ、ご承知のとおり、マルフク電気さんが受注したということです。

下請を地元使えないかということですが、こちらについては契約の約款のほうでは群馬県内の業者に下請を出すように努めていただきたい。それと、材料購入についても群馬県内の業者から購入するよという、努めるよという、あくまでもお願いであります。一方、建設業法では、下請の業者については元請の事業者が選択することになっておりまして、その事業活動を町のほうで阻害すると、この業者を使ってくださいよとか、そういった阻害するような行為は禁じられておりまして、

今回の発注については当時繰り返しになりますけれども、経費面から一括発注でさせていただいて、町内の企業を下請に使っていただきたいというお願いをしたままでありまして、それ以上のことは法律上できないということになっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） なぜ発注が、だからこれはやってくれと、強制的に言ったのでは、これは変な話、甘利さんがURをやったみたいになってしまうから、これはいけないことなのだけれども、お願いするなら構わないのだね。お願いしたのを実施してもらわなければ、ある程度。主導権はこっちなのだから。やはりその辺を、こっちのほうではリフォームで金をうんとくれてしまって、今度は大きいから一括でできないと。お金は同じなのだから、やはり。お金をもらったのが、こっちは違うお金があって、色がついて、こっちのお金はピンク色だって、そんなことはないでしょう。だから、それはそういうことなのだから、町でも今まで業者が大変だと、自営業者が。それを何でリフォームのほうを1年半もやったのだと。だったら、それをまずずっとすることはできないから、どうしても必要なものだったらやっぱりそういうのに協力してもらわなければ。私はそう思うのです。

見たら、玉村町の業者、一人も入っていないですね。聞いてみたら、余り言いたくないのだけれども、教育長が言うのだけれども、それなので、伊勢崎市の下請業者を使ってしまったと。そうしたら、不幸にも芝根でちょっとあのようなことが起きてしまったというので、あれ、これはどうしてしまったのかなと。そんなので、聞いてみたら、玉村町の業者さんは全部声をかけたのだけれども、やってもらえなかったと。この間も専務から話を聞いたのだけれども、聞いてみたら、納期でできなかったということと、何か電気の1級の工事のあれを持っている人が非常に少なかったと。それと、あとはいろいろな問題で、聞いてみたら手間でやってくれというようなことになってしまったのだと。この辺は安くするのなら、この機械だって正直な話、何社もあるわけですね、ほかに。ところが、中央小学校で入れたメーカー、これはダイキンだね。大阪の大阪金属という会社だったのだけれども、非常に最近伸びてきて、この会社1社にしたほうがメンテのほうも全て全部いくのではないかということで、これに指定してもらってやったのだと思うのですけれども。

今後このような問題が起きるとき、例えば正直な話、今金額を明かしましたけれども、4億5,000万円だったら、建築物でつくるのなら大したことはないと思うのだけれども、やはり一つ一つの物の部品の取りつけなのだね、言っては悪いのだけれども、パーツなのですよ。あくまでもここでだめならつければ、そんなような状況になるので、その辺のことはやはり一応考慮していただきたいなど。ただ安くいったからいいのではなく、やっぱり昔の徳川さんではないけれども、生かさず殺さず税金をいただこうと。このようなことで、やっぱり殺してしまったのではだめだ、まるきり仕事がなくなって。その辺をよく考慮して、今後やっぱり町の運営をうまくやっていただきたいと、町民との。何だ、あそこだけ行ってしまったけれども、あれ伊勢崎市にみんな行ってしまおうよ

と。そんなことがないように、ひとつお願いしたいのですけれども、総括して、総務課長、またどうですか。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 萩原保宏君発言〕

◇総務課長（萩原保宏君） 発注に当たっては、町内企業の育成もあります。それと、町内の企業に工事が分割で発注できるように努力しているところでもありますけれども、今回については経費面、それと現場の管理等を含めて一括発注をさせていただいたということです。今後議員ご指摘のとおり、なるべく分割発注できるものについてはそのように努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） わかりました。では、そのように今後はなるべくだったら玉村町に本社がある企業を使ってやりたいということで、よろしく申し上げます。

最後に、今度は町長の公約の件なのですが、全然守られていないと、私が回って見るとそういうことです。人口の問題は、これまたいろいろと、そうきょう、あしたにできる問題ではない。それから、財政の問題も、先ほど言ったとおり、96.8%も財政で使ってしまったのでは、これは残りのお金が幾らもない。あったところで3億円かそこら。これでは何があってもできないと。だから、この財政のほう、今後幾らか積み上げていくと、そして考えようということだと思います。

それで、やはり一番簡単なこととは、私が言われたところで、町長にちょっと問いかけるのですけれども、まず給食費を半分にしてよというのがあったので、その辺はどうなのですかということと、それとあと3学期制で子供を持つ人が2学期制を3学期制に戻せないのかと。いろいろ文教のほうでも先ほどやったとおり、調査しているのですが、その辺の2つについて、町長にちょっと伺いたいと思いますが、いかがでしょう。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君発言〕

◇町長（角田紘二君） 私の公約では、小学生の給食費に限って半額、町で補助するというような公約の内容だったと思いますが、これも若い子育て世代が非常に大変な状況でありますので、何とか援助できないかということでもありますし、ほかからこういう子育ての人たちが入ってくるということであれば、この給食費の援助というのもまたいい状況だろうというふうな判断でございます。玉村町の給食費は、その後調べましたら、群馬県でも安いといえますか、低いほうであります。必ずしも給食費の負担が大きいというわけではないというふうにわかりましたけれども、いずれにいたしましてもこの半額を補助する。あるいは、小学生だけでなく、幼稚園から中学校までというようなご意見もありましたので、この若い世代を援助するというのは大変今の住民の方々の要望が強いのではないかと

というふうに考えております。

しかし、先ほどもお話ししましたように、この予算でそれがどういうふうに対応できるかということになりますと、小学生だけの給食費でも7,000万円以上かかっておるわけでございます、これの半額としますと、大ざっぱに今考えますと、4,000万円近い負担を毎年町で出すということでもあります。今のことしの予算で4,000万円をどこから出すかということでございますけれども、なかなか来年度4,000万円をこの予算措置をするということで現在考えてはおりますけれども、大変な状況になっているということでもあります。そんなことで、私自身はぜひともこの小学生の給食費半額補助ということは、私の公約としてはぜひ来年度からやりたいというふうに思っております。その予算に関しましては、これからいろんな形で検討させていただきたいというふうに考えております。

それから、3学期制の問題でございますけれども、先ほど文教の島田委員長さんからのご報告にもありましたように、いろんな形でこの3学期制がいいとか、2学期制がいいとか、今言われておるわけでございます。先ほどの埼玉の学校でもありましたように、実際にそれに移行するためにはやはり3年ぐらいかかったということもございますので、玉村町が3学期制から2学期制に移行するのにやはり2年以上かかっているというふうに伺っております。ですから、もし決定をしてやるにしても、やはり2年間ぐらいの時間が必要だろうというふうに考えております。

やはり教育長のほうからもいろんなご意見がこの議会でも出されたと思いますが、この学期制に関しましてはいろんな意見があるのも事実でございます。やはり保護者の意見、あるいは実際の生徒さんの意見はなかなかどういうふうに解釈するか、10年間2学期制で来ておりますので、それと3学期制を比べてと言われてもなかなかわからない点でございますけれども、今までの2学期制であったところが3学期制を選択したというようなところのご意見も伺いながら、どういう形が一番いいか。本日この文教の視察で報告がありましたように、果たして3学期制でもいろんな2学期制のよさを取り入れた3学期制というようなものもあるわけでありまして、その辺を今後検討させていただきたいというふうに思っております。場所といたしましては、教育委員会の中に3学期制、学期制に関する委員会というようなものをつくって、そしていろんな方からのご意見を伺いながら検討させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） 今丁寧な説明をしていただいて、大体これでわかったと思うのですけれども。

給食費については、これまたちょっと、学校教育課長、今小学生で1食幾らになっているのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 小坂橋 保君発言〕

◇学校教育課長（小板橋 保君） 小学生の給食費なのですが、月額今3,550円、これを12カ月分にしてございまして、年間といたしましては4万2,600円でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） わかりました。そして、これを全部トータルすると、約7,000万円ぐらいと、そのうちの半分で約4,000万円弱かなという、そういう数字。恐らくこれも予算的に見なくてはならない。正直な話、過疎地の上野村だとか、人口の少ないところだったら、これは全額見ても構わないけれども、やっぱり玉村町になると、今言ったとおり、相当な数字になってしまうので、そうすると町の一般会計のほうにも負担をかけてしまうということなので、これ言ったのだからということなく、町長のほうで来年は幾らかちょっと考慮しますよということで、その辺を幾らか期待しましょう。

そして、この2学期制から3学期制、ちょうどいいぐあいに文教のほうで羽村市と埼玉の所沢市、この辺で移行したところのよさ、悪さがよく読んでみると書いてあるので、その辺をよく見て、そしてどれがいいか。そしてまた、町長が言うには委員会を立ち上げてやるのだということで、全員の町内のほとんどの人の関係することなので、できればその辺を早急にやってもらうのが一番いいのです。これはいい悪いを出して。そんなわけなので、時間のほうもあと11分になりましたので、腹もすいてきたので、この辺にしたいと思いますので、ありがとうございました。

◇議長（高橋茂樹君） 休憩いたします。午後1時30分より再開いたします。

午前11時49分休憩

午後1時30分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

◇議長（高橋茂樹君） 次に、1番月田 均議員の発言を許します。

〔1番 月田 均君登壇〕

◇1番（月田 均君） 議席番号1番の月田 均です。議長の許しを得ましたので、通告書に従い一般質問をさせていただきます。

傍聴人の皆様、お忙しい中ご出席いただき、大変ありがとうございます。感謝申し上げます。

では、質問に入らせていただきます。質問は、3項目、安全への取り組み、文化センター周辺の宅地造成事業、そして前回に続いて屋外広告物規制についてです。

では、1つ目の質問、安全への取り組みについてお聞きします。熊本地震を受け、地震に対する安全の取り組みに再度注目が集まっています。玉村町の南側には、熊谷市、深谷市から高崎市、安中市

に至る深谷断層が走っているということで、不安を感じます。今から85年前、1931年、昭和6年9月21日、この深谷断層の南端を震源とする西埼玉地震が発生し、埼玉県で16人、群馬県で5人が死亡、五料でも震度6を経験したとの記録があります。私の父や母が子供のとき、大きな地震があったと聞きましたが、この地震のことだと思います。当時、父が小学校3年、校庭で体操をしていた先生がふらふらし出して、何しているかと思ったら、自分がふらふらし出したという話や、母が小学校1年、学校からの帰り道、「自動車が100台くらい来るから、おっかないから、横の堀っこに入るべえ」といって小さくなってたと、そんな話をよく聞いていました。そのとき、芝根小学校で地割れが発生し、奉安殿の近くから水が噴き出したそうです。また、私の家の蔵の白壁の一部が剥がれていましたが、そのときの地震の影響だと祖父が言っていました。

そのようなことで、地震への不安を感じますが、私が日常生活の中で安全の必要性を強く感じるのは交通安全です。町の中は交通量が多く、狭い道も多く、油断すればいつ交通事故に巻き込まれるかもしれません。町として交通安全にどのように取り組んでいるか、またどのように取り組もうとしているかをお聞きします。

続いて、2つ目の質問、文化センター周辺の開発についてお聞きします。文化センター周辺の宅地造成事業への費用、土地買収費用10億円、造成費用14億円、合計24億円、売却額18億円強。その結果、町の負担が5億6,000万円になります。これは、町の投資だとの見方もありますが、町の損失だとの意見もあります。この宅地造成について町長はどのようにお考えですか。

続きまして、3つ目の質問、屋外広告物規制の進捗についてお伺いします。3月の定例会の一般質問で、平成28、29年、2カ年で景観計画策定、景観条例制定に取り組む。その後、屋外広告物規制に着手するとの回答でしたが、具体的にどのように取り組むのか、その計画をお聞きします。

また、玉村町の屋外広告物規制の条例ができるまでは県の条例で対応する。基準外の違反広告があった場合は、伊勢崎土木事務所に通告することでしたが、既に県の条例違反が見受けられるようです。伊勢崎土木事務所との話し合いはどのように進んでいるのでしょうか。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 月田議員の安全への取り組みについてのご質問にお答えいたします。

初めに、熊本、大分両県を中心に相次いでいる地震の犠牲者に対しまして深く哀悼の意を示し、一日でも早い復興をお祈りいたします。

また、地震を初めとする大災害が当町で発生した場合の対応については、災害時の拠点の設置や受援体制の整備などを行うことにより、町民が安心して暮らせるよう努めたいと思います。そして、町民の日常生活の安全に直結する交通安全への取り組みについてですが、人に対する安全対策、交通環境に対する安全対策の2つに重点を置いて実施しています。まず、人に対する安全対策として、小学

校での交通安全教室や自転車教室の開催、玉村高校での自転車マナーアップ運動、老人福祉センターでの高齢者向け交通事故防止キャンペーン、県道藤岡大胡線での交通安全啓発品配布、町内飲食店での飲酒運転撲滅キャンペーン等の啓発活動を毎年行っています。平成28年度は、さらにスケアード・ストレイト方式というスタントマンによる交通事故再現型の交通安全教室を9月に玉村中学校で行います。今後は、毎年この交通安全教室を町内各中学校、高校で1校ずつ順番に実施したいと考えています。それに加えまして、交通安全啓発のためのマラソン大会の開催も12月に実施を計画しております。

続いて、交通環境に対する安全対策として、道路管理者の立場から交通安全施設の設置及び維持管理を行っております。主なものとしては、見通しの悪い交差点等へのカーブミラーの設置、通学児童の通学路へのグリーンベルトの設置、交通事故が起りやすい交差点における一時停止の強調標示などを行っております。一方、一時停止、横断歩道や信号機の設置、一方通行化や速度規制などの要望を地元区町さんからいただいた際には、交通管理者である警察へ積極的に働きかけを行っております。交通事故発生件数について、近年は減少傾向にありますが、これら大きく2つの対策により、交通事故のない、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指してまいります。

文化センター周辺宅地造成事業への町の負担5億6,000万円について、どのように考えていますかのご質問にお答えします。文化センター周辺土地区画整理事業で5億6,000万円の支出を町の損失と見るか否かということではありますが、この事業は人口減少対策の一環として行うものであります。内容は、229戸の住宅用地を造成し、住環境が整った住宅地を提供し、将来人口を600人程度増加させる計画であります。本事業は8.3ヘクタールの土地区画整理事業であり、従前の公共用地率12%から施工後は35%となり、飛躍的に公共用地が増加します。あわせて道路、公園、上下水道や調整池も整備されるなど、居住環境が整った住宅地として整備するものであります。したがって、町としては人口減少対策としての先行投資と考えております。

最後に、屋外広告物規制の進捗についてのご質問にお答えします。景観計画は、今年度と来年度の2カ年で策定していきたいと考えております。業務内容については、現在検討している最中ですが、今年度は現況把握、景観アンケート調査、課題整理などの計画策定に向けて基礎資料をまとめていきたいと思っています。来年度には、この基礎資料をもとに、将来像、基本目標及び基本方針、さらには景観条例の案作成にも着手していきたいと思っています。屋外広告物規制の条例については、これらの計画を策定した後、業務体制の構築が前提となりますが、検討してまいりたいと思います。

また、伊勢崎土木事務所との話し合いについてですが、屋外広告物規制は伊勢崎土木事務所が所管しております。今年度は、幹線道路などを中心に現地調査を進め、違反屋外広告物の立地状況を確認していくとの報告がありましたので、今後も連絡を取り合っていきたいと思っております。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 1番月田 均議員。

〔1番 月田 均君発言〕

◇1番（月田 均君） では、自席から続いて質問させていただきます。

まず、交通安全の取り組みということでミラーという話も出たのですが、私が交通の100人当たりの事故発生件数をちょっと調べたのですが、群馬県は全国で10位です。北海道が1番、東北の方からだんだん下がってきて、群馬県は上のほうから10位、悪いほうから10位です。玉村町は、群馬県35地域があるのですが、何番目かなと調べたら、一番悪いのは前橋市、次、太田市、高崎市、伊勢崎市、次がみどり市、次が吉岡町で、7番目に玉村町ということで、やはり事故の多い地域だということで、私も対策をいろいろ考えていたのですが、たまたまことしの3月に村の総会がありまして、近くの女性の方が、うちの近くにはカーブミラーがないので、危ないということで、ぜひつけてくれと言われてまして、私も見に行き、なるほど必要だということで区長さんに話をし、つけてもらって、非常に安全でよかったよという話をされて、よかったなと思ったのですが、そういったことでちょっとカーブミラーというのに注意を払って見てみました。

まず、件数がどのくらいあるかということです。下之宮が34カ所ありました。ミラーの枚数が49枚、隣村の南玉、これが75カ所、109枚ということです。かなり多いなという感じがしました。大きさが2種類あるのです。60センチと80センチということで、大きいのと小さいのがありました。材質を見ますと、アクリル、中にはステンレスというもの、2種類あったのですが、そんなような調査をする中で非常に気になったのが、表面、カーブミラーの表面が非常に汚れているということです。私もどのくらい汚れているかということで見ると、昭和のものが結構あって、大体2割ぐらいが昭和なのです。そうすると、ほとんどよく見えない。平成の1桁のものも結構よくないということで、見にくいものが大体30%か40%あるということでした。では、洗ってみたらどうかということで、ペットボトルに水を入れて、あと家庭用の洗剤と車用のスポンジを持って、私の村の神社のカーブミラーを洗いに行ったのですが、洗ったときは結構よくていいなと思ったのですが、乾いてきたら結局もとへ戻って見えなくなってしまったということで、どうするかということで、ミラーの後ろにメーカーの名前が書いてあったので、そこへ何社か電話しました。そうしたら、カーブミラーは10年ぐらいだから、もう交換してくださいよという意見が多かったのです。あるメーカーは、このメーカーは日本で一番最初にミラーをつけた会社だったのです。1962年、私が小学校6年ぐらいのときなのだけれども、そのとき初めてつけたという会社なのだけれども、そこへ言ったら、それはガラスが一番ですよという話になったのです。今の強化ガラスがあって、それをつければ、うちの会社の前にある30年前のものと2年前のものが変わらないよという話がありまして、いいなと思って、いろいろ聞いて、ガラスというと割れるのではないかということでいろいろ聞いたのですが、強化ガラスは非常に強く割れないと。さらに、後ろ側に飛散防止フィルムを張ってあるので、そういった心配はないということで、使ってみたらという話がされました。

では、どこで使っているかという話を聞きましたら、静岡県が一番最初に、日本で一番最初にミラ

一ができたのが静岡県の十石峠らしいのですけれども、やはり静岡県が進んでいて、静岡市に電話したら、基本的にはうちは全部ガラスですよという話でした。ほかに調べてみると、群馬県では藤岡市、桐生市、笠懸、あと東京都23区はもう3割ぐらいがガラスということだったのですが、藤岡市へ電話で聞いてみたら、それは全然違うからいいよという話になりまして、早速私は藤岡市に行って見えました。そうしますと、全く違って、もう昭和のミラーがすごくぴかぴか光っていて、私はすごいなというので、写真を撮ってきました。ちょっと見にくいのですけれども、こっちの白茶けているのが、これが私の下之宮の火雷神社にあった昭和と書いてあるミラーなのです。見えなくはないのです。写真で大きくしたから白っぽいけれども、もうちょっと見やすい。こっちが藤岡市なのです。これも昭和61年8と書いてあるから、昭和61年の8月あたりにつけたのだと思います。結構周りが古くなっているから間違いなく昭和だと思うのだけれども、これを比べると、やはりもう次元が違うのですね。ぜひ私もちょっと前にも役場の方に話をしたのですけれども、ガラスのほうをひとつ考えてもらいたいということで、きょうは一応提案させていただきます。課長、どうでしょうか。前もちょっと資料をお渡ししたのですが、役場のほうでどんなお考えでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 小林賢一君発言〕

◇生活環境安全課長（小林賢一君） それでは、カーブミラーの件につきまして回答させていただきます。

ご質問の強化ガラス製のカーブミラーにつきましては、まだ玉村町は使用はしていませんが、業者のほうに確認しましたところ、標準的な60センチのもので新設で、全部柱も含めると10万円前後するのですけれども、ガラス製にかえた場合にはプラス5,000円ぐらいでできるということです。1割増にもならないぐらいで設置できるというお話を聞いております。それで、耐用年数のほうを確認させていただいたところ、やっぱり2倍以上あるというお話も聞いていますので、道路の幅が十分広く、カーブミラーに接触しないような場所、ぶつかって壊れてしまうとまたあれなので、そういうところもそんなに数少ないと思いますので、ほとんどのところを今後カーブミラーの新設や交換をガラス製のカーブミラーにかえていきたいと思っております。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 1番月田 均議員。

〔1番 月田 均君発言〕

◇1番（月田 均君） どうもありがとうございます。早速お願いいたします。

もう一つ、ちょっとお願いがあるのですが、高崎市のほうは、旧高崎市なのですが、もうミラーを全部調査したらしいのです。1万枚ちょっとあったらしいのですが。多分見えにくいという話が出て、調査したのだと思うのですが、今後新しいミラーにつけかえるという計画らしいのですが、玉村も何とかそういう検討をしてもらえないかなと。特に下之宮のああいふところは別に見えなくても何とか

なってしまうのですけれども、旧354とかああいうところから入る丁字路なんかは、すごく車は通るし、すごく怖いので、ああいうところは何とかしてもらいたいと思います。

あと、例えば役場を出て、東を出て、農協のところを見ると、十字路というか丁字路、十字路があるのですが、さっき見てきたのですが、やっぱりミラーが1本立っていて、あれも昭和だからSと書いてあったのですけれども、ほとんど見えなくて、いつも私注意しながらあそこを出るのですけれども、特に交通量が多いところなんかは、やはりそういう割れない、寿命ではないというか、まだ使えそうなものもあるかもしれないけれども、そういうものもガラスに変更するということを考えてもらいたいのですけれども、予算もあるので、どうでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 小林賢一君発言〕

◇生活環境安全課長（小林賢一君） ご指摘のとおり、玉村町はカーブミラーがかなり多くて、他の市町村に比べても多いというお話は聞いております。なかなか全部管理のほうはできていないところもありますけれども、ご指摘のとおり、見えなければ何もならないものですから、その辺も含めて点検はしていきたいと思います。それと、うちのほうでパトロール隊ということで、今8名の方いろいろな回ってもらっているのですけれども、そのときにカーブミラーも含めてチェックをしていただいて、あと住民の方も気づいたら連絡していただければ、すぐ対応したいと思っていますので、よろしく願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 1番月田 均議員。

〔1番 月田 均君発言〕

◇1番（月田 均君） ぜひお願いいたします。

もう一つなのですが、ミラーの下に注意板というので、注意だとか、左右確認という板が張ってあるのですが、あれも見てみると、もう10年ぐらいすると赤い矢印が消えてみたり、15年すると字も消えているのが多いので、高崎市だとか伊勢崎市とか藤岡市なんかは板をやめて、反射テープを筒に張っているというのが結構あるのですが、その辺も改善の検討に入れておいてもらいたいと思います。ぜひお願いいたします。

では、続いて2番目の質問です。文化センター周辺宅地造成事業ということで、先ほど人口増の対策ということで600人ぐらい人口増が図られるのではないかという話がありました。私もこの人口減社会ということで、人口増が期待できるということは率直にうれしいと思うのですが、一方で町の負担ですね、5億6,000万円、赤字だという話が出ているのです。実際問題として、去年からことしにかけての町長選のときも、角田町長の講演会内部検討資料の中に宅地造成の失敗とか、エコ住宅失敗と書いてあるのですが、その辺に関してちょっと町長、どんな考えで当時いたのかなと、今どんな考えでいるのかなということをちょっとお聞きしたいと思うのですけれども、よろしく願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君発言〕

◇町長（角田紘二君） 町長選のときのことをお話に出ましたのですけれども、宅地の造成に関しましては、地権者から購入しました土地が全て宅地として売り出せるというものではなくて、やはり公共的な道路だとか、あるいは調整池だとか、そういうふうな非常にいろんなものが必要となっていて、その地代と同じだけのお金が入ってこない、地代と造成費に含まれるお金が、売ってお金して入ってこないというのはあるわけでございます。それを損失と見るか、将来への町の投資あるいは住環境の整備並びにまちづくりと見るかというのはいろいろな意見があると思いますが、私も専門的にその辺知らなかったということもありますし、町長としての立場からいたしますと、やはり将来の玉村町の町自体の環境をよくしたり、あるいは周辺、そして玉村町の地域の価値を高めるというような意味からすれば、今回のこの造成に対してポジティブに見ていく必要があるのではないかとというのが今の考えでございます。

先ほどトヨタウッドのまちづくりというのを議員さんが見られて、非常に印象をよくしたというお話がありましたけれども、やはり同じ住宅地でもいろいろな開発の仕方はあると思いますが、その後どういう評価を得るような開発であるかということを考えますと、やはり町として開発する以上、自信を持ってやれるような開発を行っていきたいというふうに思っております。貴重な税金を使つての開発でありますので、今後それが無駄にならないような形で対応していきたいというふうに考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 1番月田 均議員。

〔1番 月田 均君発言〕

◇1番（月田 均君） ありがとうございます。

去年のときと、いざ町長になってみるとやっぱり考えが変わったというのかなと思う。私も実はこれを見たときに大変なことだなと、失敗だなと、何だと思ったのですけれども、今になってみると、ある意味では、私なんかの民間の感覚からすれば、造成して高く売るのが当たり前だと思って、安く何で売のかなと思っていたのですけれども、いろいろ話を聞いてみると、一般的な住宅業者に売って住宅をつくるよりは、ちゃんと町でいい骨格をつくってやるのが、多少金がかかっても、それも1つの考え方なのかなというふうに、考えが変わったということではないのですけれども、若干わかってきたなという感じがします。

ところで、私と町長はこの計画に一切関与していないのです。私がこの4月、議員になってから玉村町文化センター周辺土地区画整理事業の事業者募集という企画書を見たのですが、ここに計画イメージパーツ図というのがあるのです。多分町長や皆さんは見たと思うのですけれども、まず見て、いや、家が多いなという感じなのです。東京23区の文化センターではないのだけれどもなという感じで、私がよく覚えている文化センターというのは、できたころは西の駐車場から見ると、赤城山がざ

っと見えて、裾野が見えたと。南に向けばもう麦畑で麦秋の郷、うわ、すごいなど。伊勢崎の人も、「月田、おまえは玉村はすごいいいところでできているんだな」と言われたことがあるのです。それからもう十何年たって、後ろに広幹道の高盛りができてしまって、前が住宅だらけで、だらけという言い方はないけれども、住宅になってしまって、何か田園都市玉村と誰か昔の町長が言っていたけれども、あれとはすっかり変わってしまって残念というか、そんなに変わっていいのかなという感じがしています。

ちょっと私が気になるのは、先ほど公共用地がいっぱいあると言ったのだけれども、道路とかそういうものなのです。あと、遠くのほうに公園があると言ったのだけれども、何せ文化センターの周りを見たときに駐車場と東のほうに山が2つあってという感じで、ちょっと少ないなど、公共用地が。一角、公共用地の住宅が1戸あるのですね、文化センターの西のところ。それだけなので、ちょっと少ないのではないかと。ほかの文化センターは、境だとか赤堀とか東とか伊勢崎市だとかいろいろ調べに行ってみると、もっと広いです。収容人員に対する駐車場の率というのが、文化センター大ホールに100人入るとして、駐車場が何台入るかという、玉村町は十何台しか入らないのです。伊勢崎市だって30台ぐらいある。前橋市だって30台ぐらい入る。境町なんか何台入るかわからないという感じで、すごく駐車場だけではなくて、たまたま駐車場という切り口で見たのだけれども、それも非常に少ないなどという、これはもうほかのところと比べても少ない。

あとは、いろいろ話を聞くのですけれども、中央公民館だっどどこか欲しいという話も聞くし、歴史資料館だっど立派なのがあるのですが、私なんかよく歴史資料館へ行って昔の古い農機具を見るのですけれども、私なんか知っているのは、農機具というと昔のメディテーターとかバインダーとか、ああいう感じです。だから、逆にああいうものの古いものがあったらいいと思うのです。例えば富士重工に行くとスバルの古いのがあって、みんな一生懸命見ているし、トヨタへ行けば昔のトヨタの古い車なんかいっぱいあって、みんな人が集まると。だから、そういうものを展示する場所も将来的に、今要らないかもしれないけれども、将来的に町が本当に発展していくためには、そういった場所があったほうが、私はやっぱりいいと思う。確かに住宅、人口増というけれども、人口増の目的は、増は目的ではないから、単なる手段ですから。やっぱり我々住んでいる人が豊かに有意義に過ごせるということを考えると、文化の殿堂がこれだけ。必要条件はそろえていると思うのだけれども、十分条件がないのではないかと。やっぱり十分と上に、必要な上に十分なものを入れて、これから町の20年、30年後を考えたときには、何かあったほうが私はいいと思うのですけれども、どうですか、町長。私と町長はこの住宅に関しては一切関与していないから、言いたいこと言えると思うのですけれども、どうですか。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君発言〕

◇町長（角田紘二君） 今回の文化センター周辺の住宅地の設計に関しては、私も確かに関与はして

いないのですけれども、先日上毛新聞で5月25日にこの玉村町を含めた住宅地の一戸建て住宅を建てる場合にどのくらいの費用が一般的にかかっているのか。それから、その面積がどうであるかというなのが出ました。主に対象は群馬県の12市と吉岡町、玉村町の2町で、これからしますと土地が165平方メートル、標準的な土地の価格、それから建物が110平方メートルの標準的な住宅と、ここから算出しますと、平均的には2,370万円程度がこれを購入する人のお金だというようなことが出まして、玉村町の所得の方のどこでも大体この5倍ぐらいの、所得の5倍以上だというようなことがありました。

今回の分譲住宅に関しましても、大体同じぐらいの50坪ぐらいで2,400万円ぐらいだったと思いますが、そのぐらいの購入価格を考えておるといことでありまして、これは緑地だとか、あるいは公共の土地を多くすれば多くはなるとは思いますけれども、やはりそこでの採算といいますか、価格を考えますと、余り多くして価格を高くする、あるいは町からの持ち出しを多くするというようなことはなかなか大変だったのではないかなというふうに考えております。適切、最適とは言わないまでも、適切な計画であったのだろうというふうに考えます。

◇議長（高橋茂樹君） 1番月田 均議員。

〔1番 月田 均君発言〕

◇1番（月田 均君） 私も適切な範囲に入っていると思うのですが、議員になってこの配置図を見て、一角公共用地施設というので800平方メートルというのがあるので、これをもっと右側に持っていけば、いや、いいなど。経常収支比率が高いといっても、このぐらい町として買う余裕がないわけではないし、経常収支比率が悪いから町長をやめるなんていうことはあり得ないのだし、私なんかも。何かこれ考えても、どうですか、皆さん。私は議員というよりも一住民として感じたことを言っているだけなのです。今までずっとこの1月までは玉村町の一住民でいたのです。何か当時グラウンドゴルフが欲しいなど言っていた人もいたので、何か本当にもうちょっと土地があればよくなるのではないかな、万々歳な住宅になるのではないかなという感じを思うのですけれども、どうなのですか。無理なのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 月田議員に申し上げます。質問の趣旨を明確にお願いします。

1番月田 均議員。

〔1番 月田 均君発言〕

◇1番（月田 均君） 今の公共用地の右側に住宅が十何戸あるのですが、レイアウトがあるのですが、そのところを町として再度購入していったらどうでしょうかという提案です。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 齊藤治正君発言〕

◇都市建設課長（齊藤治正君） お答えいたします。

今のご提案ですけれども、配置計画図の中で中央に文化センター通り線があるので、そ

この文化センターのちょっと南の公共用地800平米ということで表示されておりますが、そちらの東の区画を別のということによろしいのでしょうか。

〔「そうですね。その辺でできないかなということですが」
の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 月田議員、まだです。返答が終わっていない。

◇都市建設課長（斉藤治正君） こちらのほうの計画につきましては、今現在はトヨタウッドと契約をされているわけですが、いろいろな過程で話し合い、計画を提示して協議をする中でこういう形で決めて、現在既に造成工事に入っております。したがって、この計画を途中で変更というのは、現在私としては難しいというか、ちょっと無理かなというふうに考えております。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 1番月田 均議員。

〔1番 月田 均君発言〕

◇1番（月田 均君） 都市建設課長としては難しいということですね。町として考えることは可能ですか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 斉藤治正君発言〕

◇都市建設課長（斉藤治正君） 言葉足らずで申しわけありませんでした。

町としてということなのですけれども、既に売買契約のほうが終わっておりますので、再度また交渉という話にならなければ、今のご提案は受けられない話でございます、さすがにこういう形で順序を踏んで粛々と手続をした中で、再度買い戻しというのはちょっと難しいのかなというふうには感じております。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 1番月田 均議員。

〔1番 月田 均君発言〕

◇1番（月田 均君） そういう意見ですね。

では、私は技術関係の仕事が長くて、技術というと、市場調査をして、どういう製品が売れるかというので、企画して、基本設計して、細部設計して、試作をして、試験してということなので、それで最後販売に結びつけるのですけれども、各工程でデザインレビューというのが必ずあるのです。デザインレビューというのは設計審査。これが例えば基本設計がこれでいいかどうか、構造設計がそれでいいかどうか、細部設計がいいかどうか、でき上がったものが本当にいいかどうかという、各段階で必ず設計審査されて、それで何とか合格するのです。販売までいくのですけれども、そういう面で見ると、この宅地造成というのはどんな感じで設計審査が行われていたのですか。どうも私はそれがよくわからないのです。ある意味では、一番最後の設計審査を私がしているわけと、そこまで生意気

は言えないのだけれども、設計審査の1つではないかと、議会で質問するのは。ということで、意見、質問をしたところなのです。何かそういう設計審査的なことはどんなことが行われたのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 齊藤治正君発言〕

◇都市建設課長（齊藤治正君） 当初の設計段階においては、ちょっと私のほうはまだこちらの部署でなかったのですが、詳細についてはわからないのですけれども、1つだけ申し上げられることがございます。

このように面的な土地区画整理事業を実施する場合、もちろん計画の話でございしますが、いわゆる計画する上での基準がございします。道路は何メートル以上、公園は何%つくりなさい、それからこれだけの面積になってきますので、調整池をつくりなさいと、そういう技術的基準がまずあります。それをクリアする中で、それぞれの区画割りを考えていく話になるかと思えます。その際、区画割りというのは、当然面積は幾つでなければならぬかということではなく、ある程度開発のほうの需要と供給のほうの関係がございします。そのあたりで詰めて、先ほど言われた市場調査というようなお話がちょっと出たのですけれども、今回については業者のトヨタウッドというところが買い受けて販売するというので、当然業として行うわけがございしますので、売れないと話になりませんので、そのあたりは近隣の中で調査をする中で、最終的には玉村町は面積のほうで1区画59坪弱ぐらいの面積を確保し、それが前提となって、こういうような区画割りをしたということだと私は考えます。それから、公園の配置とかそのあたりも技術的基準の中で照らして、まずそれが前提となるということをご理解いただければ大変ありがたいと思えます。

以上でございします。

◇議長（高橋茂樹君） 1番月田 均議員。

〔1番 月田 均君発言〕

◇1番（月田 均君） 受注したほうの考えというのもわかっているつもりなのですが、やっぱりこれからこの町で何十年生きていく私とすれば、文化センターの、文化センターというのは文化の殿堂ですから、そのところがよその文化センターよりいいというふうになってもらいたいし、そういう方向で進んでもらいたいということなのです。いろんな見方がありますけれども、もったいないなという考えの人も、私みたいな人も少なくないと思えます。見直しができればいいなということで、あとは次の質問に移ります。

屋外広告物規制ということで回答していただきました。実際問題として、伊勢崎土木に話をしてもなかなか仕事が進まないのです。今年度、伊勢崎土木の計画とすれば、主要道路について調査するということなのですが、私広幹道の近くに住んでいるのですが、この間沼田市から高速で帰ってきて、ずっとおりにきて、スマートインターを出たのです。そうしたら、また新しい看板が出ていました。私が調べたら21個あったのですが、この5月までに21個の看板があった

のですが、またふえているということで、これでまた1年、時間がたてば、どんどん、どんどんふえてしまうということで、伊勢崎土木にお願いすることは当然なのですが、伊勢崎土木は調査するという事だったのですが、町としてもやっぱり何かできることが、伊勢崎土木にお願いだけではなくて、町としてもできることが私はあると思うのですが、どんなことが考えられるでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 齊藤治正君発言〕

◇都市建設課長（齊藤治正君） この景観の件に関しましては、前回の議会でも質問のほうをいただきまして、今回もまたいただきしております。

伊勢崎土木事務所との話し合いということでは、先ほど町長のほうから答弁のほうをさせていただきました。町のほうでも何かできるのではないかとというようなご指摘でございます。まず、今まで景観に関する計画、最終的には景観条例でございますが、そこまでのところまでがちょっとできなかったわけでございますが、いろいろ過去の質問と経緯の中で今年度から計画のほうの着手に至ることになりまして、順調にいけば2年かけて景観計画の策定、その後条例、それから広告物ということで、法的根拠といいますか、そのあたりの整備が今年度おくれればせながら着手できたということになります。

質問者の意図とするところについては、その計画の話ではなくて、現実的に何ができるかというようなお尋ねだと思います。これにつきましては、先ほどちょっと土木事務所とのほうの話とダブるような話になると考えますが、当然ご存じのとおり、現在は県の条例ということで、規制のほうは県のほうの話になるわけでございますが、土木のほうにお願いをする、協力をする。それが今現在町としての最大の対応かと思いますが、当然県のほうもいろいろ担当者と聞く中で、議員もご存じだと思いますが、非常に人数が、ちょっとこんな言い方をすると大変申しわけない、恐縮なのでございますが、人員がないとか、いろいろそういう話を我々も聞いております。したがって、これは県の条例の中でやっているから町が何もしなくていいというのではなくて、当然今後土木事務所と連携をしながら、町長答弁と同じになってしまうのですが、できることをやりたい。そのできることをお聞きしたいのだと思うのですが、具体的にはちょっとそこまで特定をした行動といいますか、ところまではちょっと本日はお答えできないので、大変申しわけないのですが、その程度になってしまいます。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 1番月田 均議員。

〔1番 月田 均君発言〕

◇1番（月田 均君） 特定の行動が言えない、まだ出せない。私が一番感じるのは、町に一生懸命お願いしているのだけれども、町が伊勢崎土木にやるのだけれども、伊勢崎土木のほうはなかなか交渉もあるし、大変だからというので、とまってしまうという感じなのです。ただ、看板はどんどん、どんどんふえていくと。そうすると、誰が損するのだと、被害をこうむるのだと言えば、玉村町に住

んでいる人です。だから、それは困ってしまうところなのです。

何か伊勢崎市のほうは既に景観条例を自分でつくって、いろいろ話を聞いてみたのですが、一番効果があるのは、広告主に、あなたの広告は違法ですよとか、申請していませんよと。21個あるうちの伊勢崎土木に申請しているのが8個しかない。そうすると、ほかのところは、これは1枚当たり3.3平方メートルあれば、1,500円ぐらいのものを3年ごとに払わなければいけない、伊勢崎土木に。お金も払っていない。正直者は損するような雰囲気です。払っている人もいるし、払わない人もいるということになれば、やっぱり町としてはこういう広告主に早く申請してくださいよとか、大きさが合っていないですよということは、私は伊勢崎土木事務所にかわって言えないのかなと。どうもその辺が私は歯がゆいのです。どうなのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 齊藤治正君発言〕

◇都市建設課長（齊藤治正君） 広告物の持ち主といえますか、そちらに直接町がというようなご指摘でございますが、私は基本的にはやはり権限者である名前で通知するなり、指導するというのが基本でございます。ただ、伊勢崎土木のほうの事務の関係で、議員のおっしゃるとおり、なかなか動けないという話がございます。町との協力という話の中で話し合う中で、当然こちらにもちょっと資料をいただいておりますが、広幹道だけでの一部で21カ所というようなご指摘、写真つきで資料のほうをいただいております、玉村町全域につきましてはかなりの数が現実にあるというふうに考えております。

ただ、今までは確かになかなか動きがなかったということでございますが、今年度土木事務所に5月の中旬ぐらいですか、担当と話し合う中で、わずかな前進ではございますが、まず調査をします。その中で町としてどこをまず調査対象、先ほど説明させていただいたとおり、町内全域、かなりの数ありますので、町としてはどこをまず着手したいかというようなご提案もいただく中で、先ほど町長答弁の中でお答えさせていただいたとおり、幹線道路、まずは広幹道になるかと思うのですけれども、そちらのほうからまず現況把握に努めたいと、そういうことで今年度は考えています。そういう形で実際に動きたいと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 1番月田 均議員。

〔1番 月田 均君発言〕

◇1番（月田 均君） わかりました。では、そういうことでお願いいたします。

また、機会があれば一般質問していきますので、一生懸命やってください。お願いします。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 休憩いたします。2時35分に再開します。

午後2時18分休憩

午後2時35分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

◇議長（高橋茂樹君） 次に、6番備前島久仁子議員の発言を許します。

[6番 備前島久仁子君登壇]

◇6番（備前島久仁子君） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。議席番号6番備前島久仁子でございます。

まず初めに、角田町長が就任してからはや5カ月、町民の関心は町政がどう変化していくのか、刷新あるいは改革を期待している声が大いいわけでありますけれども、それをどうあらわしていくのか。見える形であらわしていく必要があります。町の経常収支比率は97%で過去最高であります、今後古い事業をどのように見直していくのか、まずそれを1番目に伺います。

そして、2番目としまして、交通網に恵まれて平らな地形、地震のない町をPRするためのプロモーションビデオの作成ということで伺います。都心への通勤や通学者も多い町で、IターンやUターンも含めた定住促進を進めるためには、まずは町をPRするためのビデオを作成し、今麦秋の郷というのぼり旗がなびいておりますけれども、色彩豊かな映像で町のPRを望みたいと思っておりますけれども、その意向を伺います。

3つ目といたしまして、滝川の管理道路についてです。滝川や管理道路の周辺のごみ対策と、滝川の北側の用地を遊歩道に整備する取り組みについて伺います。滝川沿いの管理道路は、静かな環境であり、散策をする人も多く、またここは中学生の通学路にもなっております。しかし、滝川の中はアシが生え、ごみが散乱し、景観を非常に損ねております。ガードレールやとまれの標識を草が覆って見えなくなっている箇所もたくさんあります。滝川は町の管轄ではありませんが、こうしたごみ、草のものは目に余る景観があります。さらに、管理道路南側には用水がありますが、その周りの草も伸び放題であって、用水が少ない季節はごみが投げ捨てられたままになっております。特に女子大の北の用水路はかなり深くて幅も広いために、住民の清掃では大変危険な箇所でもあります。滝川や管理道路、用水、管理がそれぞれ異なっておりますが、定期的な見直しをし、環境美化を進める必要を感じますが、町はどう考えているか、伺います。

また、滝川の北の用地、ここ二、三メートルありまして、ここには草が生え放題になっておりますけれども、その用地を遊歩道にすることは可能なかどうかをまず1回目の質問で聞きたいと思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

[町長 角田紘二君登壇]

◇町長（角田紘二君） 備前島久仁子議員の質問にお答えします。

最初に、古い事業の見直しを進めるべきではないかのご質問にお答えします。備前島議員さんのご質問の事業の見直しにつきましては、厳しい財政状況から私の公約の1つであります財政の健全化に取り組むため、町長就任当初より申し上げてきたところでございます。事業の見直しについては、コスト削減を図るとともに、事業の必要性を厳しく見きわめ、効果の低い事業や時代の変化に伴い役割が終了したと考えられる既存事業のスクラップを行うことで、新たな行政需要に的確に対応していくことが必要となります。これにより、事業の必要性、緊急性、事業効果、優先順位等を十分に検討し、事業の選択を行ってきているところでございます。

事業の見直しについては、毎年度予算編成方針に定め、全職員に周知し、担当課において十分に精査し、予算要求が行われております。来年度の予算編成に当たりましては、新たに予算編成方針を定めることとなりますが、事業見直しについては特に重要な事項として定めてまいります。各課の予算要求内容についても十分に精査を行い、予算に反映させてまいりたいと考えているところでございます。

次に、町をPRするためのプロモーションビデオ作成についてお答えいたします。定住促進対策を進める事業といたしましては、ハード事業であります文化センター周辺土地区画整理事業を実施し、交流人口の増加を目的に、町外への情報発信として道の駅を拠点とした集客事業等を実施しているところでございます。また、議員のご質問にあります麦秋の郷等の風景を活用した事業といたしまして風景写真コンテストの開催や、地域おこし協力隊を活用して人材を確保し、各施設や団体と連携した情報発信、転入者や交流人口をふやす推進体制をつくる予定でございます。これらの既存事業や今後予定しております事業を含めまして、玉村町の魅力をPRするものとしてプロモーションビデオ等の動画の活用は効果的であると認識しております。プロモーションビデオを含めたさまざまな形態での情報発信につきましては、情報を発信する媒体や場所及び内容等を検討いたしまして、今後もさらに町の魅力をPRできる情報発信に努めてまいりたいと考えております。

3番目に、滝川の中にアシが生え、ごみが散乱し、景観を損ねている。また、管理用道路南の用水路には用水が少ない季節にはごみが投げ捨てられたままになっているのご質問、ご指摘にお答えいたします。滝川及び管理用道路について、空き缶やペットボトルなどといったごみが落ちております。また、自転車などの大きなものが捨てられていたこともありました。これらのごみは、心ない人たちが投棄したものと考えられます。滝川管理用道路の管理は土木事務所であり、用水路の管理は町であり、管理主体が異なっております。管理用道路等の草は定期的に土木事務所です草刈り作業を実施しておりますが、草刈りの回数が頻繁でないため草が繁茂してしまう時期もあるようです。また、滝川内のごみについて、渇水期に佐波伊勢崎管内の建設業者等がごみ拾いを実施していただいたこともあります。今後も土木事務所と連絡をとりながら管理してまいります。

一方、用水路の管理は町でありますので、大きなごみが投棄されている場合には、その都度回収し

ております。見回りについて、町でも管理用道路を車で通行していますが、水路内まで確認できていない状況であります。このため近隣住民の方々から、ごみの連絡をいただき、回収しております。これからも近隣住民の方々の協力をいただきながら、環境美化を進めてまいります。

次に、滝川の北の用地を遊歩道にすることは可能かどうかについてお答えします。基本的には、滝川の右岸（南側）、左岸（北側）ともに管理用道路が配置され、河川管理者による管理が行われております。現在遊歩道が整備されている部分は、県道藤岡大胡線を境に東側の滝川右岸、川の南側でございますが、通学や健康づくり等に活用されております。滝川の北の用地を遊歩道にすることが可能かどうかというようなご質問でございますが、管理者である伊勢崎土木事務所に問い合わせたところ、河川管理上の支障が生じない範囲で設置が可能という見解でありました。そのため、今後住民の生活実態や要望等の把握に努め、土木事務所に要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 6番備前島久仁子議員。

〔6番 備前島久仁子君発言〕

◇6番（備前島久仁子君） 今財政の健全化に努めるということで、古くなった事業、そして役割が終わったもの、効果が低いものなど精査して、来年の予算に反映していくという答弁でありましたが、町長にとって財政の健全化とはどういうものでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君発言〕

◇町長（角田紘二君） 財政の健全化は、いろんな指標はありますけれども、やはりある程度蓄えがあるということであると思います。玉村町の財政は、財政の実質公債費比率、これは3.7幾つだったと思います。これは県下でもいいほうでございますし、財政力指数も0.76だったですか、これもいい状況でありますので、玉村町は余り借金に依存していなくて、自分の財政力を持っておるといような評価であります。

しかしながら、先ほど来出ております経常収支比率は97%に近い値でございますし、私が問題としているのは、だんだんにここ数年の間に経常収支比率が上がってきているということで、必ずしも使える費用が少なくなっておるということでございます。さらに、今必要とされるこのお金は、今までつくった建物の老朽化に伴い、それに対する非常にいろんなものが必要となってくるということで、新しい事業、新しい試みに対してなかなか取り組めないような余裕がないということでもあります。さらに、この財調、町政基金に関しましても、大体玉村町規模でありますと7億円、8億円は最低必要でございますけれども、年々低くなっているということですので、災害等に関しましては大変それを使って町を維持していくというのは困難な状況かと考えます。

そのような全体的なことを考えて、財政の健全化ということですが、一時的に悪くても、次にその町が発展できるようなお金の使い方、あるいは投資の仕方をするのは、私はいいと思いますが、

現在の玉村町で収入を次に見込めるような事業、あるいは計画がなかなか難しくなっているというふうに認識しております。

◇議長（高橋茂樹君） 6番備前島久仁子議員。

〔6番 備前島久仁子君発言〕

◇6番（備前島久仁子君） 丁寧にお答えありがとうございます。

玉村町で現在97%、8%という経常収支比率が今現在マックスでありますね、過去最大といいますか。私も11年見ていますけれども、過去最大ではないかと思えます。家庭で言えば50万円の収入がある中で、49万円が固定費として毎年毎年出ていくという状態でありまして、いざ何かがあったときにはどうするのだということで、先日の町長の町政報告会の中でも、災害があったとき、そういうときに自由に使える、いざというときに緊急に使えるお金というものをもっと蓄える意味でも、その固定費を削減ということを検討すべきではないかという声が一般の町民からもありましたけれども、私もそれを考えておりまして、どうしても経常収支、高ければ、それは毎年毎年、一時的な単年度のものではなくて、もう毎年固定費として出ていくものでありますから、その見直しをいかにしていくかということは非常に重要ではないかと思えます。

そして、町の中でも補助金として毎年相当な額のお金があらゆる課から補助金ということで出ていますけれども、その補助金として出ている率が、お金が、全体の町の予算の一体どれほどを占めているのか。幾つの事業にとは申しません。どれほど補助金というが占めているのかという割合というものは全く把握されていませんでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 萩原保宏君発言〕

◇総務課長（萩原保宏君） 補助金の割合ですけれども、申しわけありません。ちょっと今手元に資料がございませんけれども、これは簡単に集計はできるものですので、後ほどお示ししたいと思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 6番備前島久仁子議員。

〔6番 備前島久仁子君発言〕

◇6番（備前島久仁子君） それと、各団体の補助金、たくさん出ているわけでありましてけれども、そういうものの補助金というのは何年置きに見直しをされているのでしょうか。そして、長いものでもうずっとその補助金がついているという事業があると思うのですけれども、一番長いものはどれほど補助金がずっとついてきているのか、伺います。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 萩原保宏君発言〕

◇総務課長（萩原保宏君） 補助金の見直しについてですけれども、この見直しについては町がちょうど10年ちょっと前ですか、平成17、8年に自立をするという方針で経営改革大綱を策定いたし

まして、毎年3年ごとにローリングをして見直しを行ってまいりました。その改革大綱の中に3つの経営方針と6つの経営戦略というものがあまして、その中の財政構造の改革という中に補助金の見直しというものがありました。これで全体の見直しを1度行いまして、その後当初予算の編成の折りに毎年見直しを行っている。見直しを行っている内容については、補助率の高いもの、あとは支出の内容については、例えば慶弔費に使われていないかとか、食料費に使われていないかとか、本当に効果があるかといったような視点で見直しを行っております。また、決算時には監査委員さんに全ての補助金の実績報告書を提出いたしまして、監査をいただいているという状況です。

なお、ご質問のありました一番長いものでどのくらいあるかということなのですけれども、これはちょっと私は記憶にはないのですけれども、恐らく30年以上続いているものが当然存在していると思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 6番備前島久仁子議員。

[6番 備前島久仁子君発言]

◇6番（備前島久仁子君） 十年一昔といいますけれども、時代は着実に確実に変わってきております。

私が議員になりたてのときには、少子化という言葉もなかったです。子育て世代という言葉も聞くことはなかったです。ですから、10年において確実に子供の数が減ってきている。高齢化が進んできている。そういう中で、ずっとつけてきた補助金があるままずっと予算化されているという形はすごく多いかと思うのです。それをどこで切るか。そして、効果のなかったもの、時代にそぐわなくなったもの。その切るという作業は非常に難しいと思うのです。ただ、確実に時代は変わってきているのです。ですから、思い切って、もうこれは時代に合わなくなった。そして、効果、役割は終えたのではないかという事業に関しては、やはり思い切ってそれを違う事業に生かすとかということは必要なのだと思うのです。

予算化するということは、去年までついていたものをそのままつけば一番予算化は簡単でありますし、またやめるための言いわけですとか、そういうものが必要ということもあのですけれども、たびたび議員の中からも、もうこれは予算化しているけれども、費用対効果を考えればほとんど効果を感じられないというものが幾つもあったと思うのです。1つ、大変申しわけないですが、1つ例を挙げさせていただければ、例えば聞いている方が何%いるかわからないのに、ずっと年間500万円ほどつけている、例えばななみですね。それも、議員から何度も何度もななみについても、一体どれほどの人が聞いているのか。そういうアンケートをとったことがあるのかということもずっと言われていると思っておりますけれども、アンケートもとったことがない。ましてや、玉村町の町内でも聞こえるところもあれば聞こえないところもある。効果がないではないかということで、予算化はしているけれども、その費用対効果については全く調べることもなく予算化されてきていると思っております。ですから、そういうふうにならずに議員からも質問されているものに対して、町がどれくらい真剣にそれに向

き合って、その効果を、費用をかけている分の効果を、これ税金で使われているわけです。ですから、そこを考えれば、もし自分のこれがポケットマネーから出すのであれば、果たして皆さん出しますかというところなのです。町民の目線で考えていただくということは、自分のポケットマネーで出すのだったら、果たしてこれを出すだろうかという観点で考えていただかないと、いつもいつもそれが予算化されている。効果は大して期待していないけれども、何となくつけているというものが非常に多いのです。ですから、そういうものに対してどれほど検討されているのかを私は聞きたいのですが。総務課長。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 萩原保宏君発言〕

◇総務課長（萩原保宏君） 事務事業については、どれほど検討されているかというご質問ですが、補助金については広域性について十分審議をして、必要性、例えば団体運営については団体の自立が現在ではできないので、公益性があるので、援助するといった観点から行っているところです。

先ほどななみの件ですか、あちらは補助金ではなくて、行政情報の発信の委託料として計上されているところです。あちらについても決算、予算において再三ご質問をいただいているところですが、ことしは災害時に緊急放送ができるというような協定を4月に結んでおりまして、行政情報の発信の委託料の中で金額は変えずにその中でお願いしているということですので、ポケットマネーからどうかということもありますけれども、災害時何か起きたときに、携帯電話等が使えなくてテレビも映らない。そういったときに、何か伝達手段等が必要である場合もあり得るということで現在は認識しているところですが、ただ全く見直しをしないというわけではなくて、もう見直しをする時期に来ておりますので、補助金、その他の事業について来年度予算のときには今まで以上に見直しを行っていきたいと考えております。現に町長のほうから、特に補助金については見直しを図るように指示を受けておりまして、この議会が終わった後には関係課長とその補助金の削減について協議していきたいと考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 6番備前島久仁子議員。

〔6番 備前島久仁子君発言〕

◇6番（備前島久仁子君） 前総務課長の高井課長が以前、玉村町は財政が非常に厳しくて、今後箱物をつくることは非常に厳しいのではないかとことを言っておられました。私もそうだと思います。97%という中であれば。しかし、以前金田課長が経営企画課長のときに、役場周辺高度利用計画ということで、最近ちょっとその話が聞かれませんが、その見直しということの中で通級教室、そしてことばの教室、非常に建物が狭くて、個室のカウンセリングを受ける教室もないということで、これは全議員も見て、大変そうした施設は早くもう少し拡充したり、広げたりするようという意見が出ているかと思うのです。私も文教の委員長のときには視察してまいりまして、先生方から大変利用者に対して建物の施設が狭いと。そういうものの建てかえ、そういうものもあるわけです。

しかし、緊急性があるというか、何年にわたって何とかしてほしいという、この施設を何とかしてほしい。そして、ここに通ってきている子供が多いのだからということで、しかしそれに対しての施設の拡充ですとか整備ですとか、そういうものがなかなか進まない。そして、以前話にあった福祉会館のようなものも進まないような状態の中で、やはり必要なものは予算をとってそれをつくっていかなくてはいけない。また、箱物はつくらないにしても、またメンテナンスがかかる。老朽化してまいりますから、整備費がかかってくるわけでありますので、何とかとして削減する部分、そしてこれから新たに予算をつけてくる部分というのをよくよく精査していかないといけないわけです。その辺が難しいわけでありますけれども、しがらみにとらわれないように、町長にはそういうものをしっかりとやってほしいという声が多いのではないかというふうに思っておりますので、今回はこの質問をさせていただいたわけでありますけれども、本当に必要だという声が上がっているものに関しては、それが箱物であったとしても建てなくてはならない。子供を受け入れなくてはならないものもあるわけですから。どこかで古い事業、そして補助金だけではなくて、古い事業を切るということも必要かと思えます。今回の3月議会で町長が空散をやめるということでありましたけれども、長年そういうふうに来てきたものを、時代が終わったのでということ切るということは大変必要であると思えますので、その点もよく精査されて、そして来年の予算にそれをつけていっていただきたいと思えます。

1つ、理想とする経常収支ですけれども、どのくらいまで押さえていきたいというふうに考えておられますか。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君発言〕

◇町長（角田紘二君） 経常収支比率はいろいろな考え方があると思いますが、ほかの市町村も前橋市、高崎市あたりも九十何%でございますから、必ずしもそれが高いから悪いのだということではありませんけれども、先ほど来申し上げているとおりに、やはり新しいものができないということもありますし、玉村町は毎年上昇しているということでもあります。九十二、三%の時期もあったわけでございますので、できるだけ低ければ低いほうがいいわけでありますけれども、先ほど来出ておりますように、新しい何か収入源になるようなものがあればいいというふうに思います。しかし、ない限りは、今までの事業を見直すということが一番でき得ることだろうと思えます。

補助金の問題が出ておりますけれども、やはりいろんな方がその補助金が、全員が要らないと、あるいは少なくするべきだというご意見ならば非常に結構ですけれども、やはりある人は維持してほしいとか、ある人はやめたほうがいいとか、いろんなご意見がありますので、なかなかいざやめるとなると、やめるにやめにくいというのが事実としてあります。ある自治体では、5年ごとに外部の第三者に来ていただいて、そしてそれを妥当かどうかを判断して、段階的にやめていくというようなことをやっているところもありますので、そういうようなところを参考にして、今後見直しをしていきたいというふうに思っております。

それから、今のこのいろんな町の事業のやり方、これは私は民間から来たものですから、なかなかこの行政のやり方としっくりいかないことがございます。いわゆる国だとか県から出てくるこのいろんな事業に関しまして、補助金が国で持ったり、あるいは補助事業として来るものに対して町で取り組んでいくわけでありまして、やはり4分の1なりなんなりは町の支出として出ると。そして、それがいろんな面でコンサルタントの会社と事業を一緒にするというようなことで、町のためにはなるのでありますけれども、将来にわたってそれが財政的にもかなりの出費になっていくということが往々にしてあるやに見ております。この辺で本当に町のために必要な事業なのか、あるいはその制度なのかということをよく見きわめてやる必要があるのではないかというふうに私自身は思っております。

あとは、指定管理者制度、これもやはり今のやり方で果たしていいのかどうか。いろんなところに町の人件費を、人をふやすわけにはいきませんが、そうかといって今のような指定管理という形でいろんなものをお金をつけながら出していく。こういうようなものが、果たして将来町にとっていいのかどうかというようなことで、これから十分検討させていただいて、皆様のご意見を伺ってきたいというふうに考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 6番備前島久仁子議員。

〔6番 備前島久仁子君発言〕

◇6番（備前島久仁子君） いろんな角度から精査していただいて、予算に反映していただきたいと思っております。

次に、町をPRするためのプロモーションビデオということでありまして、プロモーションビデオは1つの町をPRするための一環でありますので、それが全てというわけではございませんけれども、最近では広報、議会よりも全国的に随分有名になってまいりまして、あちこちから視察に各議会が来たりいたします。また、私たちが出かけますけれども、そういう中で他市町村、違う県から視察に来た議会などにも、町をPRするための1年間を通して四季折々のそれを映像で見せるということは非常に大切ではないかなと思っております。また、新しく区長さんになった方、民生委員になった方、そういう方にも町の全体として年間のビデオを見て、そして玉村町はこんないろんな祭りがあるのではないか、四季折々いいところがあるのではないかということを知ってもらいたいということも大変必要であるかと思っております。

今度200戸の定住促進の住宅ができますけれども、新しい人、そして若い人に玉村町に移っていただかなくてはやはり人口がふえないわけでありまして、道の駅でそうしたビデオを流して、寄ってもらう人に見てもらおうとか、また役場の1階でそれを流しておくとか、まず映像で訴えるということは、視覚で訴えるということは大変必要かと思っております。また、町のフェイスブックなり、そしてネットを使ったPR、そういうものでも映像を見せるということが必要であるかと思っております。

若い方たちにとにかく玉村町を知ってもらって、そこに住んでもらうということが必要であると思

いますけれども、私友人に高崎市の不動産屋さんがいるのですが、高崎市でも土地つき一戸建て、せいぜい2, 100万円までだそうです、売れるのが。それがやっぱり今高崎市で一番出ているということでもありますので、玉村町でそれ以上高いと非常に難しいのではないかと声を聞くのです。高崎市でそれだけの値段で、やっぱり昔と違って今の若い人たちは一生の一度の高い買い物だということで家は購入しないのだということなのです。最近の若者は、レジャーにも使いたい、教育費にも使いたい、自分の趣味にも使いたいということで、家にそれほどたくさんのお金はかけないのだということで、昔はもっと多くの土地つき一戸建てにお金を払っていたでしょうけれども、最近の若者の傾向はそういうことだということでもありますので、その若者の人たちにも玉村町を選んできてもらう。高崎市や前橋市からも来てもらう。そういうことを考えますと、そうしたプロモーションビデオを、DVDを活用して、あらゆる方法で町をPRしていただきたいと思います。

次に移ります。今度滝川のアシ、ごみ、伊勢崎土木ということで定期的にそこの部分を伊勢崎土木のほうに言っていただくということでもありますけれども、橋から橋、橋が相当幾つもありますけれども、御門橋の上流、下流のアシがすごくて、そこにアシがすごいものですから、そこにごみが大変たまっておりまして、私毎日のようにあそこ歩くのですけれども、橋から橋のところできれいなところもあれば、大変ここはどうしてここだけ何もしていないのかなというほど背の高いアシと、あとフェンスから内側がすごい雑草が生え放題生えておるわけです。ですから、それは定期的に町のほうから伊勢崎土木のほうに言っていただくことができるのか。景観を損ねているわけでありまして、一般の住民にしてみると、ここからこの管轄は伊勢崎土木で、ここはここは町ですよというふうには分けてはいないわけで、見た感じはやはりきれいではないということで、町の中にあるわけですから、町で定期的に見回りして、そうしたものも伊勢崎土木のほうに要望していけるのかどうか、もう一度お願いします。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 齊藤治正君発言〕

◇都市建設課長（齊藤治正君） 滝川に関しますアシのほうは河床部といいますか、川の中。あと、フェンスの周りの話なのですけれども、先ほど町長答弁の中でも若干ちょっと触れさせていただいておるのですけれども、土木事務所のほうの回答、これについて再度述べさせていただきます。こちらのほうにつきましては、まず河川区域内ということで、滝川の水の部分と管理用道路を含めまして、基本的には議員おっしゃるとおり、土木事務所の管理ということになっております。ただし、現在玉村町管理の町道、占用を受けたり、町道認定をされているような道路になるわけですが、それと遊歩道については町のほうの管理ということになろうかと思えます。

現在土木事務所のほうの回答でございますが、定期的に除草等は実施しているということでございます。ただ、現状を見ますと、どうしてもほかの部分でもそうなのですけれども、草に関しましては数回、一、二回程度ではなかなかその時期、常時きれいに管理するというにはちょっとならない

実態がございませう。その件でいろいろと現状を認識する中で、できる限りの土木事務所へのお願ひというようなことはしていきたくおなと思ひませう。

それと、アシですか、ヨシですか、あの部分の水面の河床部分と申ひませうか、その件でございませうが、ちよつと私が記憶にある中での話で大変恐縮でございませうが、1度ブルと申ひませうか、さらうというようなこともやつたよな記憶があります。ただ、なかなか距離が長いということと、どうしても財源の問題とか、土木のほうの話になるかと思ひませうが、なかなか常時きれいにするといふ部分が難しいのかなといふふうに感じておひませう。ただ、当然きれいなほうがいいといふことでありますので、町のほうからも土木のほうへお願ひしたいといふふうには考へておひませう。

以上でございませう。

◇議長（高橋茂樹君） 6番備前島久仁子議員。

〔6番 備前島久仁子君発言〕

◇6番（備前島久仁子君） 先ほど藤岡大胡線、これ錦野橋と申ひませうか、そこから東は、ここは遊歩道になっておひませうけれども、ここの管理も伊勢崎土木でありますか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 齊藤治正君発言〕

◇都市建設課長（齊藤治正君） 今のご質問の中身でございませうが、藤岡大胡線の錦野橋からの東、遊歩道の形ができておひませう。これについては、延長のほうは1,380メートル程度ございませうして、現在遊歩道として町民に活用していただけておひませう。

この遊歩道の中でも、あそこをちよつと散策していただけるとわかると思ひませうのですけれども、樹木、低木とか寄せ植え、高いやつと中ぐらいの木でございませうが、そちらのほうの剪定やら防除については町のほうで管理をしておひませう。それから、除草の部分については町で管理をしておひませう。ただし、あれについては舗装と申ひませうか、ああいうちよつと大きな構造物のほうの維持管理については、補修とかについては土木のほうにお願ひして、土木のほうでやつていただけておひませうといふのが現状でございませう。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 6番備前島久仁子議員。

〔6番 備前島久仁子君発言〕

◇6番（備前島久仁子君） 数日前に行きましたら、そこの舗装の工事をしておひませうけれども、遊歩道の下のところの舗装の工事をしておひませうけれども、樹木に関しては雑草なんかに関しては町といふことであります。今植木と樹木と草が生え放題の状態になっておひませうして、樹木の下にビニールも敷いてあるのですけれども、それも破損して、大変汚くなっておひませうるので、そこは町の管理であるのであれば、そこもきちつと整理して、きれいに遊歩道として使えるよな、そこの管理はしつかりしていただけておひませうと思ひませう。

その丹土橋といいますか、にしきの保育園のところですか。そこより東のところの滝川は大変きれいになっております。丹土橋より東の滝川はきれいになっているのです。滝川の話に戻って申しわけないですが、遊歩道のところの樹木と雑草は生え放題になっておりまして、また樹木の下はビニールも相当汚くなっているのだから、町の管理であるならば、そこはきれいにさせていただきたいということでもあります。

そして、滝川の北側の二、三メートルあるところの今雑草が生え放題になっておりますけれども、フェンスの北ですね、滝川の北側。相当長い距離がとれると思うのですが、あそこを遊歩道にということでは今回質問させていただいたのですけれども、需要があれば設置は可能だということではあります。どのような手順を踏んで、設置するとすればやっていくのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 齊藤治正君発言〕

◇都市建設課長（齊藤治正君） 大変申しわけない回答になってしまう、あらかじめちょっとお話しさせていただきたいのですけれども、遊歩道の設置につきましては確かに河川管理上、支障がない範囲では設置が可能というのが土木事務所の見解でございます。現に先ほど来お話が出ておりました藤岡大胡線の錦野橋から東の街道橋まで、土木事務所によって遊歩道のほうを設置していただきました。

今回の遊歩道の整備というふうな具体的な話で土木事務所とちょっと相談といいますか、協議した中では、今現在土木のほうの考えといたしますと、先ほど町の現在設置されている遊歩道が延長で1,380メートルございます。その中で樹木とか寄せ植え等の管理のほうは町のほうでやっておられるわけですが、そのほかの遊歩道、実際の舗装とかそういうのは大分傷みも進んできているというような状況の中で、土木事務所としてはまず今の遊歩道の維持補修を優先して、気持ちよく使っていただくというのが現在の方針と考え方ということでちょっと回答をいただいております。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 6番備前島久仁子議員。

〔6番 備前島久仁子君発言〕

◇6番（備前島久仁子君） ですから、錦野橋から東はそうのようにできていますね、遊歩道になっています。ですから、西といいますか、西ですね。西側の滝川の北側の二、三メートルあいているところを遊歩道にできればいいのではないかとということで質問させていただいております。というのは、今管理道路が南側にありますけれども、ここは幅も狭いですし、もちろん車も通ります。オートバイも通ります。また、通学路で中学生も通ります。歩いている方も、犬を連れて歩いている方もいまして、車がすれ違えないような箇所なんかもありますので、そういう中歩いている方は多いのです。ですから、滝川の北側の今二、三メートルあいている雑草が生えているところ、そこを遊歩道として歩くようにできたらいいのではないかなということで質問をさせていただいているわけでもあります。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 齊藤治正君発言〕

◇都市建設課長（齊藤治正君） 申しわけありません。私のほうでちょっと前段の話が抜けてしまいました。

まず、管理用道路を遊歩道にできないかということについては、先ほど来申し上げているとおり、河川管理上の支障が生じない範囲で設置は可能ですというのが公式な見解でございます。ただし、遊歩道を設置するための費用の捻出という意味で、大変今玉村町も含めてですけれども、県でもそうなのですけれども、費用面の手当てがなかなか難しいということがあります。同じといたしますか、費用かける意味では、現在玉村町の滝川の右岸側に設置してある遊歩道の維持管理をまずは優先、当面は優先して、気持ちよく使っていただきたいと。そういう形で土木は対応したいというような考えでございます。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 6番備前島久仁子議員。

〔6番 備前島久仁子君発言〕

◇6番（備前島久仁子君） 滝川の南側の管理道路を優先してということは、なかなかその左側、北側は当面遊歩道にはならないという回答のようでありますね。歩く人は適当に歩いているのでありますけれども、二、三メートルのところは少しでも整備されて、あそこが歩ければ、本当に遊歩道としてほかの自転車とか入ってこないわけでありますので、散策には大変いい場所でありまして、また総合運動公園にも近いですし、桜を見るのにも大変いい場所でもありますので、何とかそこを遊歩道にできればいいなと思って、今回質問をしたわけでありましてけれども、南側を優先してということであれば、ではずっと当面だめではないですかということになってしまうので、町民が例えばボランティアなんかの人たちを募ってあそこで管理して整備していけるのであれば、そういう方法も幾つか検討していただきたいと思っております。

終わります。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 萩原保宏君発言〕

◇総務課長（萩原保宏君） 先ほどの補助金の金額がわかりましたので、報告させていただきたいと思っております。

27年度町単独の補助金が2億330万円ほどです。28年度になりますと2億80万円。全体で件数については140件程度ということでご理解いただきたいと思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 休憩します。次に、3時35分に開始します。

午後3時21分休憩

午後3時35分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

◇議長（高橋茂樹君） 次に、2番渡邊俊彦議員の発言を許します。

〔2番 渡邊俊彦君登壇〕

◇2番（渡邊俊彦君） 皆さん、こんにちは。議席ナンバー2番渡邊俊彦です。議長の許しを得ましたので、一般質問させていただきます。

傍聴の皆様には、大変お忙しい中ご苦労さまでございます。最近の世界情勢を見ますと、G7伊勢志摩サミットが無事開催され、アメリカのオバマ大統領が被爆地広島を平和記念公園を訪れました。所感では、人類史上初めて米国が核兵器を使用した広島の記憶を風化させてはならないと強調し、核兵器なき世界を追求する勇気を持たなければならないと決意表明しました。核兵器根絶には強い決意ではあると思いますが、実現にはどれだけ影響力があるのか、疑問を感じるところでございます。いずれにせよ、被爆地より世界に向け発信したこのことは歴史的出来事であると私は思っております。

国政のほうでは、衆議院解散も叫ばれ、衆参同時選挙の風が吹く様相もありましたが、参議院選挙のみの選挙になることが決まりました。安倍首相は、消費税増税を10%に引き上げるのを延期することを決めました。野党からは、アベノミクスの失敗だと攻撃の矢面に立ち、安倍内閣不信任決議案が提出されましたが、もちろん反対多数で否決されました。何はともあれ、安定安心できる社会であってほしいと願うものであります。

また、九州熊本では大きな地震が発生しました。甚大な被害が発生しております。災害は忘れたころにやってくるなんていう言葉がありますが、最近の情勢を見ますと、災害は忘れないうちにやってくるという感じがしております。被災された方々、とうとい命を亡くされた方々には、心からお見舞いとご冥福を申し上げます。

それでは、通告書に基づき一般質問させていただきます。災害は、いつどこで発生するかわかりません。そこで、まず地震を初めとする大災害が玉村町に発生した場合の対応についてお伺いをいたします。町内27カ所が避難場所に指定されているのは承知しておりますが、大災害が発生してしまった場合の災害対応の拠点についてお伺いをいたします。防災への離発着場も必要でありましょう。応援隊もたくさん来てくれることとなります。この車両の待機場所も考えておかなければならないと思います。大災害が発生しますと、援助を受けることとなりますが、その場合は対応についてどのようにお考えか、お伺いをいたします。

これから災害想定訓練を実施する必要があるのではないかと思います。シミュレーションで机上訓練でよいと思いますが、各担当ぐらひは決めておく必要があるのではないかと思います。熊本の大震災においても援助物資の受け入れ、この物資の仕分け等、被災地の受援体制ができておらず、応援の皆様が仕分けを初め救助物資の管理を行ったと聞いておりますが、この辺について受援体制の構築を

町はどのように考えているか、お伺いいたします。

次に、2つ目の質問に移ります。ふれあいの居場所についてお伺いいたします。玉村町には、十三、四カ所のふれあいの居場所があると聞いておりますが、この十三、四カ所の居場所がうまく活動できているのか。また、活動支援や援助はどのように行われているのか。その成果はどのようにあらわれているのか、お伺いをいたします。

次に伺うのは、居場所を運営するのに少なからず資金が必要と考えます。開設時には、上限20万円の資金援助があるそうですが、運営資金の援助はないように聞いております。援助金も必要と考えておりますが、町の考えをお伺いいたします。

次に、3項目めの質問に移ります。都市計画の見直しについてお伺いいたします。町長は、選挙戦でも言うておりましたが、東毛広域幹線道路、国道354号バイパス沿線の開発、これについてですが、両側に河津桜を県に植栽してもらったというか、お願いして植えてもらったのかは知りませんが、いずれにしても県が買い上げた土地、県の予算で植えた桜、これを切って開発するというのは大変難しいことかと考えますが、町長の考えと、もちろん県とも話をしていることでしょうか、県のスタンスをお伺いいたしたいと思います。

次、最後の質問ですが、高崎玉村スマートインター周辺、この地域については前町長は20ヘクを開発し、アウトレットモール、これを誘致すると言っておりました。もちろん新聞報道もなされておりました。この辺について、角田町長のお考えと今後の見通しや計画についてお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 最初に、災害時における町の拠点についてのご質問にお答えします。

当町においては、災害時の拠点を一時的には玉村町役場と定めております。大災害が発生した際には、玉村町役場に玉村町災害対策本部を設置し、区長、職員、各関係機関から得られる被災状況を把握し、状況に応じた迅速、的確な対応をとることとしております。なお、熊本地震で見受けられましたが、自治体の本庁舎までが倒壊等の影響を受ける場合も考えられるため、玉村町では玉村町役場庁舎の代替施設として、玉村町文化センターを災害拠点とし、災害対策本部を設置することとしております。

次に、災害時における町の受援体制についてのご質問にお答えします。町の地域防災計画では、災害対策本部が設置された場合、役場の総務班が救援物資の保管及び受け払いを担当し、救助班が医薬品等救助物資の調達及び供給を行うとともに、ボランティア活動の支援及び調整に関することを担当し、産業班が燃料、生活必需品の調達及び供給を担当することとしております。しかし、災害の規模によっては、熊本地震等で見受けられるように、自治体職員だけでは対応できないことも考えられます。このため、町では玉村町社会福祉協議会にも応援を求めることとしております。

社会福祉協議会では、災害が発生した場合、被災者の生活支援と被災地の復旧支援を目的として、自主的または玉村町災害対策本部救助班の指示後、災害ボランティアセンターを設置します。災害ボランティアセンターでは、災害ボランティアの募集を初め、物資の仕分け、運搬や避難所の手伝い等、各種ボランティア活動を行うとしております。町としましては、被災後の対応等につきましても、被災者支援に向けた各種の体制整備に努めてまいりたいと考えますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、ふれあいの居場所についてのご質問についてお答えいたします。現在町内には14カ所のふれあいの居場所が活動しております。それぞれのふれあいの居場所がそれぞれ悩みながら運営をされているのが現状と考えております。あるところでは、参加者が固定化してきているため、新しい方に参加していただくにはどんな工夫が必要なのか、また来られない人にはどんなアプローチが必要かなど悩みもさまざまです。町といたしましては、ふれあいの居場所代表者会議を通して、情報や悩みを共有することで悩みの解決方法を皆さんで話し合っていきたいと考えております。また、支援につきましては、設立時に20万円を限度に補助を行っておりますが、今後生活支援・介護予防サービス提供主体等協議体におきまして、運営費の助成につきましても検討してまいりたいと考えております。

次に、成果につきましては、先日のNHKでの放送にもございましたが、認知症の方を自然に受け入れている居場所も生まれてきているとともに、地域の介護事業者と交流などを始めている居場所もあります。居場所にはさまざまな効果があると考えております。人と人がつながる場から信頼関係が生まれ、助け合いに発展していき、なじみの関係が継続できることで本人自身の元気力が継続し、引いては健康寿命の延伸に結びつくものと考えております。今後ともふれあいの居場所づくりにご協力をしていただければ幸いです。

次に、東毛広域幹線道路の沿線開発についてのご質問にお答えします。東毛広域幹線道路は、高崎駅東口から玉村町、伊勢崎市、太田市、館林市など県内主要都市を通過し、板倉町までつなぐ、全長58キロの主要幹線道路です。この道路は、渋滞緩和、生活圏の拡大などだけでなく、沿道地域の活性化の一助となる道路として位置づけ、さらに町外から玉村町へ来町した際のシンボル道路として、道路利用者だけでなく、歩行者や町を訪れる人たちを楽しませるような道路になるものと考えております。現在も道の駅、河津桜やグラウンドゴルフ場など、県と協議しながら利活用しております。なお、沿道開発をする場合であっても、国道としての未利用地であることから、桜を切ることは考えておりません。

最後に、高崎玉村スマートインター周辺開発についてお答えします。高崎玉村スマートインターチェンジ周辺地区は、各種計画で町の新たな玄関口として広域交通の利便性を生かした活力と交流機能の向上を図る産業構想拠点として位置づけがされております。この位置づけにより、スマートインター周辺地域を対象としたまちづくり協議会が設立され、同地区の土地利用について協議を重ねた結果、民間企業から商業系での進出希望もあり、商業系、業務形態はアウトレットモールで進めるべきとの

提案をいただきました。

その後、この商業系での土地利用を進めるために、事業対象地の市街化区域編入や民間活力を生かした市街地整備を進めるための調査を実施してきました。調査の中で、関越自動車道沿いや群馬県内にはアウトレットモールの立地がないなど、顧客を取り込める商圈も確保できるなど調査結果が出てきておりましたが、そのような中、関越自動車道花園インターチェンジ周辺で日本最大級のアウトレットモールの進出が決定し、現在整備が進められている状況となっております。関越自動車道沿いになかったアウトレットモールができ、高崎玉村スマートインターから約30キロと商圈が重なるなど、店舗立地に多大な影響のおそれが出てくることが考えられます。以上のことから、こういった社会情勢の変化が起きている中、高崎玉村スマートインターチェンジ周辺地区については再考する時期に来ているのではないかと考えております。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） それでは、自席にて2回目の質問をさせていただきます。

1回目の質問に沿って行います。玉村町が指定している緊急避難場所、指定避難場所なのですが、これは多分県の防災ヘリが離発着可能ではないと思いますが、またドクターヘリ、これがおりられるランデブーポイント、防災ヘリはとりあえず災害時以外は無理でしょうが、ドクターヘリのランデブーポイントは玉村町は幾つあるのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 小林賢一君発言〕

◇生活環境安全課長（小林賢一君） お答えします。

私のほうで資料がございませんので、ちょっとそれ申しわけないのですが、調べさせていただきたいと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） なぜ聞くかといいますと、災害時はどうしても道路が寸断したり、あるいは緊急を要する負傷者が出るわけですから、そのランデブーポイントに、先ほど町長の答弁にもございましたけれども、災害の拠点として使う場合もありましようが、ランデブーポイントから医療機関に搬送する。そういうこともあるので、とりあえず聞いたわけなので、また後ほどその辺については結構でございます。

防災の拠点として可能な場所をシミュレーションしておく必要があると考えますけれども、災害時には負傷者が大勢たくさん出てしまうと思いますが、その負傷者はとりあえず今ご存じだと思いますけれども、負傷の程度に応じて簡単に言えば仕分け、優先順位をつけるわけです。これは陸路で搬送

は無理だという場合に、ドクターヘリなり防災ヘリで搬送するわけですが、そんなことで先ほどの質問のきっかけで聞こうと思ったのですけれども、それはまた後ほどということで。

防災の拠点というのは、その都度災害が発生したとき変わるとは思いますけれども、それにしてもシミュレーション、防災の拠点をシミュレーションして、それをもとに図上訓練とか机上訓練する必要があると思いますが、町あるいは関係者でそういった机上、図上訓練とかやっておりますか。

◇議長（高橋茂樹君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 小林賢一君発言〕

◇生活環境安全課長（小林賢一君） まず、先ほどのご質問にちょっと答えたいと思います。

ヘリポートの予定地は、北部公園とか総合運動公園、東部スポーツ広場等、あと各中学校と小学校、合わせて12ございます。それと、もう一つの質問ですけれども、ご指摘のとおり、熊本の大地震において受援体制の構築が課題になっていたと思います。そのような中で、玉村町においても事前に受援体制とかを含めて災害のシミュレーションですか、そちらを実施していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） ぜひそんなことで、実訓練はしないにしても、机上、図上訓練ぐらいはしておいたほうがよろしいかと思えます。なぜこんな質問をするかと申しますと、私も現役消防職員時代に新潟で発生した中越地震に群馬県の応援隊として被災地に行き活動したのですが、その現場を見ますと、まず取り込んでおります。私ども救助工作車で行ったのですが、どこへ泊まれたとか、どこへ待機しろとか、その辺が全然できておりません、現実。それでどうしたかといいますと、その地域は東京消防庁にお願いしたのです、長岡市と小千谷市が。それで、東京消防庁が指揮をとっております。そんな現状なものですから、せめてシミュレーション、机上訓練ぐらいしておいたほうがよろしいと、そういうことで申し上げているわけでございます。

次なのですけれども、災害が発生しますと、今広域災害応援協定とかできていますので、要請なくとも援助隊が、緊急援助隊等援助で駆けつけてくれるわけです。そんな中で、あわせて救助物資、救援物資も届くと思いますが、今課長が答弁してくださったように、これからだということで、その辺はこれからやっていただければ、これからの災害に備えておくという意味でいいかと思えますけれども、ぜひ早い時期にやって、職員を初め関係者が意識を高めておくことが大切かと思えます。

よく市町村の防災訓練を見ますと、友好都市から救助物資とかと書かれた段ボールの箱を副町長とか副市長クラスの人が送るようなデモンストレーションを見ますけれども、あれは形だけのデモンストレーションですから、皆さんに見せるためですけれども、現実災害が発生したときにはなかなかあんなようなわけにはいきませんで、現場レベルの話になりますので、そういったことから役割はきちつと町長答弁にもありましたけれども、決めておいたほうがいいと。それでも多分混乱はしますけれど

も、それは決めておかなければなお混乱しますので、そんなことでそんな質問をさせていただきました。

次の質問に移ります。次の質問ですが、ふれあいの居場所の関係になりますけれども、玉村町では第6期玉村町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画といった冊子みたいなのをつくっておるようだけれども、この中にふれあいの居場所づくり事業を推進するというのが書かれておりましたが、これはどのようなことを推進、居場所をつくることを推進するのはもちろんですが、内容的にはどんなことまで推進していくのか、その辺をお聞かせください。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 月田昌秀君発言〕

◇健康福祉課長（月田昌秀君） ふれあいの居場所の効果ということかと思いますが、今全国で地域包括ケアシステムの構築ということが叫ばれているところがございます。2025年を目途に重度な要介護状態であっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護予防、生活支援が一体的に提供できるようなサービスの構築ということでございますが、その中の生活支援、介護予防、これが居場所に当たると思っております。例えば介護予防についてちょっと考えますと、居場所につきましては筋トレを各地区で今40カ所ぐらいでやっておりますけれども、それが発端で居場所に移っていったところが多いかと思いますが、その筋トレの効果ですね。それで人が集まることによって、その筋トレの後に趣味とか、いろいろなスポーツ、そういうものを生かして人との交流ができるわけです。そうすれば、閉じこもりとかそういうのがなくなって、心身ともに元気になれる。心身の状態がよくなるわけです。そういうことによって、健康寿命を延ばすことができるというふうな効果があると思っております。

それと、生活支援ということでございますが、人と人とのつながりによって助けてと言えるような関係づくり、人間との関係づくり、そういうことによって例えば移動手段がない人について買い物に連れていってもらったり、足りない食材については買ってきてもらうとか、それとか日常生活の中で洗濯とか掃除とか、例えば電球が切れた、電球の交換とか、ちょっとした困ったことについてちょっと助けてあげられる。そういうような人間関係、そういうのが築かれていくのではないかということと思っております。そういうことで、人と人をつなぐを推進していく。そういう意味で大事な事業ではないかなというふうに思っているところです。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） ありがとうございます。活動の中身が大切なので、お年寄りが行っても、あんなところへ行っても仕方ないよ、つまらないよというよりは、楽しい、知り合いができた。それが今課長が答弁してくださったようなことにつながって、長寿につながるのではないかと思っております。

ます。

次に、居場所は13、14あるそうですが、1つの居場所、それぞれみんな違いはあると思いますが、どのくらい集まっているのですか。わかる範囲で結構です。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 月田昌秀君発言〕

◇健康福祉課長（月田昌秀君） 一時場所に何人ぐらいということでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） もちろん総数でもいいのですが、大体例えば二、三人しか来ていないのでは余り機能しないなどか思うものですから、今聞かせてもらったのですが、1つの居場所で何人ぐらい集まっているか、まずとりあえず聞きたいです。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 月田昌秀君発言〕

◇健康福祉課長（月田昌秀君） それは、今14カ所ありまして、あと二、三、検討している地区もあります。さまざまその地区によって集まる人数はさまざまだと思いますが、そういう中で確かに先ほど町長も申し上げましたとおり、参加者の固定化、来る人が決まっているということで、1つの悩みがあるわけです。いかに新しい人を呼び込むかということで悩んでいるというところがありまして、できる限り呼びかけをして、閉じこもりのないように声かけをしてくれているというのが現状だと思っております。よろしく願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） そうですね。大体敷居を低くしておけば来やすくなると、そういうことかと思っております。

各居場所について活発にそれぞれ行っているのかと思っておりますけれども、玉村町はこの居場所については多分先進的だと思います。先ほども町長からもお話がありましたけれども、NHKの番組に健康福祉課の岩谷係長が出演して真剣に取り組んでいる姿が放映されていましてけれども、それらを見ても多分一生懸命やっているなど、そういうのは伝わってきます。また、ふれあいの居場所と聞きたいのは、地域包括ケアシステムとの関係なのですが、それはどんなのかよくわからないので、申しわけありませんが、聞かせてください。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 月田昌秀君発言〕

◇健康福祉課長（月田昌秀君） それは、先ほど言ったとおりでございまして、地域包括ケアシステム、先ほど重複した答えになってしまいますけれども、先ほど言ったように、住まい、医療、介護予

防、生活支援が一体的に提供されるサービスの構築というふうに理解しているところですが、その中の生活支援、介護予防、この辺がこの居場所によって構築されていくというふうに判断しているところでございます。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君発言〕

◇町長（角田紘二君） 地域包括ケアシステムということですが、2025年の後期高齢者が一番ふえるというところで、国で進めているシステムでありますけれども、先ほどのふれあいの居場所づくりもこの地域に根差しておりますが、先ほど課長が言うように、認知症の利用者さんも含めて、地域でもっているような生活あるいはこの介護等も含めて対応するというようなユニットと申しますか、部分であります。医療に関しましても救急医療あるいは一般的な医療に関しましてもこの地域包括ケアでいろいろな取り組みがなされているわけでありまして、ですから、急性期の病院あるいは維持期の病院、そして開業の先生方とお一人お一人の患者さんがいかに効果がよく、そして患者さんのニーズを満たすような形で医療が受けられるかというような形で、地域包括ケアを含めて検討されているわけでありまして、薬局だとか、あるいは歯科だとかも含めて、この地域全体で住みなれたところで完結できるような、そういう医療介護の単位をつくっていかうというふうにご理解いただければと思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） わかりました。地域包括ケアシステムの一部というか、中に居場所もあるのだと、そんな考え方でよろしいかと理解していますが、それでよろしいですか。

次に、ふれあいの居場所はやっぱり運営していくには費用がかかると思いますが、先ほどもお話があったように、発足に当たっては上限20万円の補助があるという話ですけれども、ふだんの活動も少なからず幾らかお茶代というか、寄った人が全て持ち寄りというのなかなか難しいと思うので、その辺の助成をする費用を町で考えていないかということをお伺いさせていただきます。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 月田昌秀君発言〕

◇健康福祉課長（月田昌秀君） 運営について、当初につきましては確かに20万円を限度に補助をいたしまして、机、テーブルから椅子とかカラオケセットとか、いろいろゲーム用品とか、いろいろ購入をしていただいているようです。その後の運営につきましては、やはり各居場所についてもいろいろ工夫をされているようでございます。例えば区から補助をいただいているところもあるようでございますし、それと自助努力で古紙の回収、廃品回収とか、あとは若干ですが、会費を参加者にいただくとか、それとかバザーをやったと。このバザーについては義援金でみんな寄附したとかいう話。毎月1回、代表者会議でいろいろな情報交換をしているわけですけれども、そんな中でこういう運営

についても悩んでいるのだという話はよく聞くところでございます。そんなところで、自助努力をされているところがたくさんありますけれども、代表者会議等でどうしても足りないのだという話になれば、いわゆるこの間発足しました協議体の中で検討させていただいて、その辺補助すべきかどうかというのは検討は可能だと。決して全く出せないということではないというふうに思っているところでございます。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） 先ほどの私の前の備前島議員の質問にもありましたけれども、補助金を削ったほうがいいと。なるべくそういう話をされておりましたけれども、確かに補助金を出せととってもなかなか難しいと思いますけれども、2025年、団塊の世代の方が75歳以上になる、そういった時代ですから、その人たちがいつまでも元気でいられるためには、多少は今の答弁で安心したのですが、面倒を見ないのではなくて、これから検討してもいいという話なので、ぜひお願いして、私もすぐそういうふうになってしまいますから、お願いしたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。都市計画の見直しについてなのですが、東毛広域幹線道路が8月には4車線全線開通となるような記事が新聞にも出ておりましたけれども、当然通過車両もふえてくるわけでございますけれども、その端が道の駅から藤岡大胡線まで、河津桜を植えてもらったのだから、県が植えたのですけれども、この場所はこの道路の計画時は高盛りに道路をするということで、広目に県も買い上げたのだと思いますけれども、高盛りでは地元では通過するだけでメリットはない。あるいは、沿線の開発が何もできないということで、平面にするよう反対運動というか、住民運動というか、起きまして、この議員さんの中にもその運動を一生懸命やってくれた議員さんもいますけれども、そんなことで私どもの住む地域では平面道路になってよかったなという話は出るのですが、それで結局平面道路になっても沿線の開発が何もできなければ高盛りのまま同じ、何のメリットもない、何も開発ができないということになるような気もしないでもないのですけれども、この沿線サービス事業だったらできるのではないかという気はしますけれども、その辺について研究だとか交渉だとかをしてみる必要があると思うのですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 齊藤治正君発言〕

◇都市建設課長（齊藤治正君） 東毛広域幹線道路の沿線に限ってのお答えになるわけでございますが、沿線開発について町が検討するというようなお話であります。②のほうの質問で高崎玉村スマートインター周辺開発、町としてまず沿道のほうの開発という意味からすると、そちらのほうになるのかなというふうに考えます。単に幹線道路の沿道開発という、いわゆる開発許可で幾つか開発要件があるわけでございますが、そちらの見合ったものは各個々の企業なり事業所で開発許可の可能性を探るなりする上での開発かなというふうに考えております。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） 話はちょっとそれるかもしれませんが、先日県議会の傍聴に、地元県会議員の一般質問があるので、傍聴を聞きに行ったのですけれども、やはりこの東毛広域幹線道路の端の開発、沿線開発、これについて質問なされたようですけれども、答弁を聞く限りではやっぱり地元優先、地元から申請があればという答弁を県の企業局なり土木部長なり、そういった答弁をしていましたけれども、今課長が答弁してくださった、もちろんそれは民間優先なのでしょうけれども、やっぱり地元の町関係がまとまるのが第一だという言い方の答弁でございましたけれども、その辺はちょっと私の感じと食い違いがあるように感じるのですけれども、その辺どんな感じでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 齊藤治正君発言〕

◇都市建設課長（齊藤治正君） 私のほうの説明がなかなかうまくできなかった部分がございます。再度ちょっと私のほうの考えを伝えさせていただきます。

町が関与して沿道開発というような考え方に絞ってお答えさせていただきますと、ある程度規模を生かした、これは都市計画上、答弁の中でも答えてあるわけでございますが、産業構想拠点、具体的に業種とかそこまでの明確なものはないわけでございますが、ある程度の面積を持った集団的な開発という位置づけの中で町が関与していくというふうに考えております。通常の沿道開発で開発許可を受けて開発するという話については、町がこの沿線についてここは何をする、何をすると、そういう個々の開発について町はとりあえずは関与しないと。あくまでも都市計画上の位置づけの中で構想を持って、ある程度の規模、そういうものについて関与していきたいと、そういうことで答えさせていただいたつもりですが、よろしく申し上げます。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） その答弁の趣旨と県議会を傍聴したので何となく話がわかりましたけれども、ちょっと知識不足でお伺いしますが、沿道サービス事業というのは、コンビニとかガソリンスタンド、それ以外にどんなのが沿道サービス事業だか、もしわかるようでしたら教えていただいてもいいですか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 齊藤治正君発言〕

◇都市建設課長（齊藤治正君） 今言われたものが、代表的な開発許可要件になるのかなと思います。あとは、都市計画の開発許可の条件ということで書かれておりますので、この場でちょっとうろ覚え

の状態でお答えして、違った場合に大変迷惑をかけますので、それについては正確に条文のほうで定められておりますので、後でも私のほうで回答させていただきますので、よろしく願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君発言〕

◇町長（角田紘二君） 先ほどの渡辺議員がご指摘になりました先日の県議会でのこの問題に対する質問に対するお答えで、私もビデオで見た範囲でありますけれども、いわゆる沿道開発に関しまして一番やはり問題なのは62%が調整区域であるというようなことで、それをやはりクリアしていかないとなかなか開発ができないというように私は捉えておりますが、ただ先ほど来、伊勢崎地区もあそこに工業団地を開発しておるわけでありまして、それは県の企業局ですか、県の関与があつて開発しているのだと思うのですけれども、県としては企業誘致推進本部というようなところにぜひ相談に来てくれというようなお話だったと思いますので、町として工業団地とか、あるいは何か沿道周辺で開発する、あるいは先ほど来出ておりますスマートインターチェンジの北側等のこれまで検討してきたところをどうするかというようなことに関しましては、やはり県の産業経済部であります企業誘致推進本部とも一度密接に相談をした上でやったほうがいいのではないかというふうに思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） 県議会の地元県議会議員の質問に対しての傍聴、私は直接ですけれども、町長もビデオで見たようで、大体これで県の答弁、県側の答弁もわかつての話なので、ちょっと進みますけれども、具体的というか、道路の現場の話なのですけれども、河津桜を植えた土地は県が買った土地であつて、その桜自体も県が植えたので、そこを開発しろといつても、その中というか、その外というかにそれぞれの土地があつて開発するといつても、これはなかなか難しいと思うのですけれども、その辺について1回目の質問でもしましたけれども、県との調整とか話とかはしてみたことがありますか、担当者あるいは執行のほう、どうでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 齊藤治正君発言〕

◇都市建設課長（齊藤治正君） 今のご質問の中身がちょうど河津桜を植えた県の用地の関係でございますが、それを含めた沿道開発という区域ですね、それについては特に私4月からなのですけれども、協議をしてございません。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） いろいろの規制もあるので、大変でしょうけれども、せつかくの道路を平面道路にしてもらって、形上は開発ができる。事務や規制別として、できる条件は整っているわけです。

から、ぜひぜひ地域開発、町のため、税収を上げるためにも、そういったことも大切かなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、関連で同じようなことにはなりませんけれども、高崎玉村スマートインターチェンジ周辺の開発のことなのですけれども、答弁にもございましたけれども、高崎玉村スマートインターチェンジ周辺まちづくり協議会という団体が町にアウトレットモール、商業系の施設を誘致してはどうかという提案のもとに進んでいたのかと思ひますけれども、現実この時代、もう時代が変わりますから、先ほど答弁があったように、深谷市花園付近に三菱地所かどこか大きなところがアウトレットモールを進めていると、工事に既にかかっていると。30キロしか離れていないところでは、もうこれはちょっと不可能ではないかと思ひますけれども、それで県のほうではあの地域は業務系の産業構造の拠点に位置づけているということになっているようなのですが、ということであればもう商業系はやめてというか、もう変更して、流通系、そういったことに、例えば流通団地だとかの視野を変えて開発に取り組むという、そういった選択肢もあるかと思ひますが、その辺のお考えをお伺ひいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 齊藤治正君発言〕

◇都市建設課長（齊藤治正君） 玉村インター周辺の開発でございますが、先ほどご質問、渡邊議員が質問の中でおっしゃられたとおり、その地点については産業構造拠点ということで位置づけられておりましたが、その地区の協議会の中で検討協議のほうを重ねた結果、商業系アウトレットモールを進めるべきという提案をいただいたという事実がございます。その考えの中で事業手法として、市街化区域の編入や民間活力を生かした整備ということで調査のほうを実施してきたわけでございます。

そんな中、ちょうどお話が出たとおり、花園インター近くに日本最大級のプレミアムアウトレットが、これは情報によりますと2018年の開業を目指すということで情報のほうがあります。その中におきまして、面積が17から18ヘクタールというようなことでございます。民有地に定期借地権を設定し、深谷市が借地後、三菱地所に転貸するというようなことで深谷市のホームページに出ておりました、これはかなり、かなりというか、そういう形で進むのであろうということが発表されておりますので、これはもう構想の域を超えまして、実現化されるだろうという判断になります。ちょうど玉村町のスマートインターのところでもアウトレットモールの話がという形で進んでおったのですが、このような現状を考えた場合、どうしても30キロ圏内ということで競合するのは難しいかなというふうな事務レベルでは判断しております。したがって、ちょうどこの構想がそういうモールのほうの話であったわけでございますが、こういう状況の変化に応じて、その地区の開発構想についても再検討しなければいけないのかなというふうには今考えているところでございます。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） 再検討というか、アウトレットモールは断念したほうがいいのではないかと私は感じますけれども、30キロしか離れていないところに、もう既に工事にかかっているそのレベルですから、ほかの選択肢を選んだほうがいいのではないかと思いますけれども、しかも今の社会は人口減少社会が続くわけですから、なかなか難しいかと思えますけれども、その辺で高崎玉村スマートインターチェンジ周辺は地の利というか、立地条件というか、東京にも100キロ圏内、新潟にも一直線で行ける、西のほうへ行けば長野にも行ける、東のほうは那珂湊、太平洋にも行ける。そんないい場所です。そういう意味ではいい場所ですから、流通系の団地とかを検討したほうがよろしいかと、そういった選択肢もいいのではないかと思いますけれども、その辺の検討変更の考えはございませんか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 齊藤治正君発言〕

◇都市建設課長（齊藤治正君） 確かに言われるとおり、あの位置につきまして高速道路の高崎玉村スマートインターがあるということで、条件的には非常によいという認識でございます。

モールというようにお話をさせていただいたのは、前回というか、協議会のほうの中で出てきた結論ということでそういうお話をさせていただいたわけございまして、当然当時と今の状況は変わってきて、30キロ圏内に大きなアウトレットモールができるということになりますので、現実的にはなかなか難しいと判断せざるを得ないと思います。地の利云々という話も含めまして、どういう形が一番玉村町にとって望ましいか。また、開発上可能なかどうかというものを含めて、いろいろな面で条件があるわけございまして、そのあたりで一番望ましいものを考えていくという意味での検討ということでお答えさせていただきます。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） 最後になりますけれども、せっかく先人というか、大ごとして平面道路にしてくれた端も開発しなくては何もならないような気がしますし、ぜひ町を挙げて何か税収につながるようなことを考えていったほうがよろしいかと思えますので、私も住んでいるところが地元ですから、できる協力はしたいかと思っていますので、これで質問を終わらせていただきます。

以上です。



○散 会

◇議長（高橋茂樹君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

なお、あす、あさっては土曜日、日曜日のため休会となります。6日月曜日は午前9時までに議場

へ参集ください。

ご苦労さまでした。

午後4時27分散会